

## むつ市議会第207回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成23年3月11日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 鎌田 ちよ子 議員
- (2) 6番 菊池 憲太郎 議員
- (3) 3番 新谷 泰造 議員
- (4) 17番 大瀧 次男 議員

本日の会議に付した事件

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 鎌田 ちよ子 議員
- (2) 6番 菊池 憲太郎 議員
- (3) 3番 新谷 泰造 議員

出席議員（28人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功利
9番	澤藤	一雄	11番	馬場	重利
12番	岡崎	健吾	13番	山本	留義
14番	千賀	武由	15番	白井	二郎
16番	富岡	修	17番	大瀧	次男
18番	目時	睦男	19番	野呂	泰喜
20番	川端	一義	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	佐々木	隆徳
27番	半田	義秋	28番	富岡	幸夫
29番	斉藤	孝昭	30番	村中	徹也

欠席議員（2人）

10番	石田	勝弘	21番	高田	正俊
-----	----	----	-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 営理業者	遠藤	雪夫
代監査委員	小川	照久	選挙管理 委員会	畑中	政勝
農委員会 委員長	立花	順一	総務政策 部	阿部	昇
会管総政理 出納室長	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
民生部長	齋藤	秀人	保健福祉 部	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建設部長	山本	伸一
選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光	監査委員 局長	石田	武男

農委事務局長	吉田 薫	教育部長	佐藤 節雄
教委事務局	杉浦 収二	公企業局 営長	佐藤 純一
図書館 舎長	布施 恒夫	大畑庁 舎長	若松 通
川内庁 舎長	片山 元	総政政推	伊藤 道郎
野舎 所長	花山 俊春	策進 務進 部策監	奥川 清次郎
総政副総務課 務課長	石野 了	財政推 民政推 部策監	奥島 慎一
財副財政課 課長	工藤 保	民生進 生理政 部策長	奥山 田邦夫
民副國課 部事金長	松尾 秀一	民副環境 社理福 健部事社長	岩崎 ・ 男
保福政推 部策監	中嶋 達朗	保福副介課 濟理政 部事策長	笠井 哲哉
經政推 部策監	室館 利光	經副産課 員務理課 育会局事長	高坂 浩二
經副農課 部事産長	加藤 次男	教委事副総務課 策務主 務部課幹	野藤 賀範
教委事副学課 育会局事育長	高橋 聖	総政総括 務政主 部課幹	木村 善弘
總政企課 務部整長	吉田 正	財財總括 生一 部民ツ長	猪口 和則
財管財務課 部長	田村 好子	民市久課 保福健康 社推 健部進長	竹山 清信

部林課幹  
 部林課幹  
 育会局校課幹  
 健部護課幹  
 部林課幹  
 部林課幹  
 育会局校課幹  
 健部護課幹  
 部林課幹  
 部林課幹  
 育会局校課幹  
 健部護課幹

畑 中 誠  
 佐 藤 節 雄  
 阿 部 謙 一  
 井 田 敦 子

部林課幹  
 部光長  
 務部画課幹  
 務部課査  
 部林課幹  
 部光長  
 務部画課幹  
 務部課査  
 部林課幹  
 部光長  
 務部画課幹  
 務部課査

二本柳 茂  
 柳 谷 孝 志  
 吉 田 和 久  
 澁 田 剛

事務局職員出席者

事務局長  
 総括主幹  
 主任主査

須 藤 徹 哉  
 濱 田 賢 一  
 石 田 隆 司

次 長  
 総括主幹  
 主 事

澤 谷 松 夫  
 金 澤 寿 々 子  
 井 戸 向 秀 明

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより鎌田ちよ子議員、菊池憲太郎議員、新谷泰造議員、大瀧次男議員、工藤孝夫議員、佐々木隆徳議員、浅利竹二郎議員、新谷功議員、澤藤一雄議員、石田勝弘議員、横垣成年議員、上路徳昭議員、中村正志議員、野呂泰喜議員の順となっております。

今日は、鎌田ちよ子議員、菊池憲太郎議員、新谷泰造議員、大瀧次男議員の一般質問を行います。

## ◎鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） おはようございます。1番、

公明党の鎌田ちよ子です。

初めに、昨年9月にも大きな地震に見舞われたニュージーランドクライストチャーチで、先月22日、富山外国語専門学校生を含む多くの方が負傷、亡くなられ、また安否不明者多数との連日の報道に胸が痛みます。被災者、ご家族、さらに関係者の皆様に対し、哀悼の意を表するとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

また、一昨日、三陸沖を震源に県内でも震度4を記録した地震がありました。災いは忘れたころにやってくると申します。日ごろの備えをもう一度互いに心してまいりたいと決意を新たに、むつ市議会第207回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、明快で具体的なご答弁をお願いいたします。

質問の1は、予防医療について、検診率向上の取り組みについてお伺いいたします。市民検診事業は、健康増進法に基づく健康事業を実施し、疾病の早期発見を図ることにより、市民の健康増進に資するために行われています。日本は、世界有数のがん大国である反面、命を守るがん対策では発展途上国と言われます。がん対策の柱の一つであるがん検診について、がん対策基本計画において、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げ、その一環として女性特有の乳がん、子宮頸がんの検診率を上げるため、一昨年第1次補正予算に216億円計上され、一定の年齢の方を対象にがん検診無料クーポンの配布が実現し、検診率向上に大きな後押しになりました。

私たち公明党女性委員会は、これまで女性特有のがん対策強化について、署名活動、要望活動、健康セミナー開催や、また街頭に出て「クーポン券は届きましたか」、「検診を受けましょう」と皆様に呼びかけるお知らせ運動を行ってまいりました。その中で若い方から、無料クーポン券が届いたので、初めて検診に行ってきたとのうれしい

声も伺っています。

私は、先日青森市で開催された「がんのひみつ」の著者である東大の中川恵一准教授の講演会に参加いたしました。秘密と表現されているのは、学問的な専門領域、難しいことではなく、基礎的で大事な情報が市民に伝えられない、知らないまま秘密になっているという警鐘の裏返しです。

がんは、昭和56年以降、日本人の死因の第1位となっており、2人に1人ががんになり、3人に1人はがんで死ぬという世界一のがん大国でありながら、多くの日本人は自分ががんになるとは思っていない。中川先生は、理由として、がんが秘密の状態だからと指摘されました。

中川先生は、身近な乳がんのデータで説明されました。DNAが傷ついてがんが1個できて、それが1センチになるのに15年かかります。1センチのがんが10センチになるのに5年です。1センチ以下のがんは発見できません。早期がんは乳がんでは2センチです。1センチから2センチになるには1年半です。この間で発見することが大事であり、2センチまでの早期がんでは、治癒率が9割以上であり、検診率や精検受診率向上について、中川先生は、がんがどういう病気であるか知ること、伝えることが大切ですと話されました。

予防医療について、本市の検診事業としての1、がん検診無料クーポン事業取り組み成果と今後の事業支援について、2、各種がん検診受診率向上に向けた取り組みと今後の課題についてお伺いいたします。

質問の2は、福祉行政、介護保険事業についてお伺いいたします。今、日本は、人類がかつて経験したことのない超高齢社会に突入をしております。そして、だれもが長寿を喜び、また安心して暮らせる社会を求めており、この中で特に介護は高齢者の生活に欠かすことのできないサービスです。介護の現場では、サービス量の大幅な伸びに

より介護保険の総費用の急速な増大、またいつまで待っても入居できない施設入居待機者、老老介護、シングル介護、介護うつなどの課題が発生しています。

ところで、平成12年度に導入された介護保険制度も10年が経過いたしました。第4期介護保険事業計画がスタートしており、計画策定の背景として介護予防の推移と多様な介護サービスの基盤整備及び高齢者が健康で生きがいを持った生活を送ることができるように健康づくりや介護予防事業を積極的に推進するとともに、高齢者の権利擁護や地域における生きがいづくり、社会参加に向けて支援を図ることを目的に策定していますと挙げています。

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加や認知症対策など、高齢者を取り巻く状況は日々変化しており、個々の状況に対応したサービス提供が求められております。介護保険制度導入10年経過した現在、本市の拠点整備、保険料滞納など、介護保険事業の現状と課題についてお伺いいたします。

質問の3は、教育行政、1、新年度より全面実施となる新学習指導要領についてお伺いいたします。

移行期間を経て、本年4月より小学校、平成24年度からは中学校と順次全面実施になる新学習指導要領はゆとりでも詰め込みでもなく、知識、道徳、体力のバランスのとれた生きる力をはぐくむ教育とし、基礎的な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を強調しています。全面実施に向けた本市の取り組み状況並びに現状の認識についてお伺いいたします。

2、奨学金制度についてお伺いいたします。本市の条例では、奨学金制度の目的として、「高等学校又はそれと同等以上の学校に修学しているものに対して、修学上必要な学費「奨学金」を貸与

し、もって人材を育成することを目的とする」とあります。また、資格要件としては、「学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は修学年限2年以上の専修学校若しくは各種学校に在学している」と定義づけられています。教育の機会均等を図るため、経済的な理由により修学困難な方に対して学費の貸し付けを行い、広く有能な人材を育成することであり、学びたい子供たちが家庭の経済状況に左右されることなく、皆平等に学べることはすばらしいことです。今や98%の生徒が高校進学を希望し、入学しています。

ところで、高校卒業後であります。就職難のため、大学や各種専門学校に進路変更を余儀なくされている生徒さんが多いと伺っています。経済的な理由で大学進学をあきらめ、就職活動をする中では、最低限の資格取得を要求されます。免許取得のために、各種専門学校へ入学したいと奨学金制度利用を希望したとき、本市の奨学金制度は、修学年限2年と定義され、1年の専門学校には適用されない現状にあります。資格取得を目指し、一日も早く就職し、親に心配をかけないで頑張ろうとしている子供さんに冷たい制度です。就職氷河期などと揶揄されます。特に本市の現況は厳しく、早急な打開策として市の奨学金貸付制度を利用しやすい制度にしていかなければなりません。奨学金制度見直しについては喫緊の課題と認識いたします。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、本市の奨学金制度は、これまで対象枠の拡大や貸与枠の増額がなされてまいりました。修学支援として利用していただきたい反面、景気の悪化や雇用情勢の悪化などで返済滞納が問題化しております。現在の貸付状況や滞納者数、返済の現状についてお知らせください。

3、読書活動の推進についてお伺いいたします。平成20年6月に、衆参両院全会一致で国民読書年に関する決議が採択され、制定されましたが、そ

の背景には、衆議院での決議文の中に、「我が国においては近年、年齢や性別、職業などを越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない」とあるとおり、日本社会の劣化や精神文明の衰退を避けるためには、読書活動の活性化が必要であるという認識があったためであります。読書活動を推進するためには、学校、家庭、地域が連携し取り組むことが重要であります。読書活動推進の現状と課題についてお伺いいたします。

以上、3項目について質問をいたしました。明快かつ具体的なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問の1点目 予防医療についてお答えいたします。

最初に、子宮頸がん、乳がんの検診無料クーポン事業についてのご質問ですが、本事業は女性特有のがん検診推進事業として、一定の年齢に達した女性を対象に子宮頸がん検診、乳がん検診、それぞれの無料クーポンと検診手帳を送付することにより、検診受診率の向上、さらにはがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び健康増進等を目的として、平成21年度より国庫補助事業として実施しております。

本事業の今後についてであります。国の補助が平成21年度の全額補助から、平成22年度は前年度補助実績の2分の1に減額され、国の補助の先行きが不透明であります。すべての人に機会を与えるためにも、5年間は事業を継続したいと考えておりますので、今後の国の動向と本事業の効果を見きわめながら、事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、各種がん検診の受診率向上に向けた取り組みと課題についてであります。現在むつ市では、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がんの各種がん検診を実施しております。検診体制は、特定健診等と各種がん検診が同日受診できる総合健診を中心に実施しており、土日の休日検診や子宮頸がん及び乳がん検診につきましては夜間の検診を実施するなど、受診しやすい体制づくりに努めておりますが、がん検診の受診率は県や国との比較では依然として低い状況にあり、受診率の向上が大きな課題となっております。

受診率の向上のためには、がん検診の重要性と必要性を伝えながら、がん検診に関心を持ってもらい、受診していただくことが肝要であると考えます。

そこで、健康教室等の各種保健事業での啓発はもちろんのこと、市政だよりやホームページ等を活用し、がん検診について理解を深めてもらえるように働きかけていきたいと考えております。

また、平成23年度からは女性特有のがん検診推進事業に加え、一定の年齢に達した方が無料で大腸がん検診を受診できる働く世代の大腸がん検診推進事業が実施されます。さらに、これらの推進事業を活用しながら、40歳の方が各種がん検診を無料で受診できるように、市独自の事業として40歳がん検診推進事業を開始し、受診者に対する自己負担の軽減と受診機会のきっかけづくりを推進していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、女性特有のがん検診事業の取り組みと成果については、担当部長からお答えいたします。

次に、福祉行政についてのご質問の介護保険事業についてお答えいたします。西暦2025年、平成37年に予測される全国の高齢化率は30.5%と言われており、むつ市においてもほぼ同じ数値が予測されているところであります。そして、14年後の

この年が、団塊世代と言われる方々が75歳以上の後期高齢者になるという年でもあります。つまり介護保険制度は当面の事業の山場をこの年に設定し、介護サービスや基盤整備等を計画していかなければならないものと認識いたしているところであります。したがって、被保険者の負担となる介護保険料と将来的に必要となる介護予防を含む事業量、基盤整備の充実との兼ね合い、それらのバランスを見定めながら、今後の介護保険事業を展開してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。

3点目の教育行政のご質問については、教育委員会からご答弁申し上げます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の新学習指導要領全面実施に向けた本市の取り組み状況及び現状の認識についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新しい学習指導要領は、生きる力をはぐくむという現在の学習指導要領の基本理念を踏襲したものであり、改訂のポイントは、基礎的、基本的な知識、技能の習得、思考力、判断力、表現力の育成、確かな学力を確立するための授業時数の確保、学習意欲の向上と学習習慣の確立、豊かな心と健やかな体の育成のための指導の充実であります。

これらの方針を受け、教育過程の基本的枠組みとしては、小・中とも国語、社会、算数、数学、理科等の授業時数の増加、小学校外国語活動の新設、総合的な学習の時間の縮減等が挙げられ、小学校は平成23年4月から、中学校は翌年の平成24年度から全面実施になります。

新学習指導要領の実施に向けてのむつ市の取り組み状況ではありますが、各小・中学校においては既に昨年度より確かな学力の確立のために授業時

数の確保、学習内容の精選、移行教材を組み込んだ教科の年間指導計画の作成等に留意した教育課程の編成がなされております。特に授業の充実に関しては、基礎的、基本的内容の確実な習得や表現力、判断力、応用力の育成のための授業改善、工夫に取り組んでいる状況にあります。

今回の改訂における教育内容改善のポイントとして、言語活動の充実が挙げられ、国語科はもちろん、小・中学校の全教科において、討論、発表、レポートの作成などの多様な言語活動を行い、考えを深めたり発表したりするなど、言語の力をはぐくむことが強調されております。むつ市教育研修センターでは、授業づくり講座を開催し、教職員一人一人の授業改善への取り組みを支援しております。

また、理数教育の充実に関しましては、子供たちの科学的な見方や考え方を育成するための観察、実験を充実させるために、昨年度は理科教育振興費として、市内各小・中学校に100万円の予算を配分し、新学習指導要領対応の実験器具や教材等の支援を行っております。また、各教室に大型液晶テレビの設置、コンピューター等を配置し、充実した学習活動が可能となるように努めているところであります。

さらに、中学校の武道の必修化に向け、畳、すべりどめネット、投げわざ練習用マットなどの必要な教材や備品等は既に今年度中に各学校に配備し、完全実施に対応している状況にあります。

小学校外国語活動につきましては、一部マスコミの報道で実施に不安の声もあるというのが事実ではありますが、ねらいは外国語に興味、関心を持ち、日常的な表現になれ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことであります。

市内各小学校においては、平成21年度より2年間にわたり年間20時間の学校独自の外国語活動研修を実施し、教員自ら英語に触れ、指導方法や英

語力のスキルアップの研修に努めてきております。

外国語活動の実施状況につきましては、2年間の移行期間で数多く実施され、特に今年度は8割の小学校が年間35時間、残りの小学校も20時間以上の外国語活動の授業を実施した旨の報告を受けております。

実施に当たっては、文部科学省発行の英語ノートを活用し、外国語指導助手と担任の先生が共同で授業実践をしております。外国語活動に関しては、着実に準備が整っているものと受けとめております。

教育委員会としては、今後も小学校教員のための英語力スキルアップの研修を継続し、各学校で楽しい外国語活動が展開されるよう支援してまいりたいと考えております。

知、徳、体の調和のとれた生きる力を育成する学習指導要領の完全実施に当たり、児童・生徒一人一人の学びを大切にしたいきめ細かな指導が各学校でなされるよう指導助言し、支援を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、奨学金制度の見直しについてのご質問にお答えいたします。奨学金制度は、経済的理由により修学が困難なものに対して、その資金を貸与し、経済的に支援することにあります。市の制度では、高等学校等に1年以上在学している者の資格要件として、残り2年以上の修業年限があることとしております。これは、奨学金の原資である育英基金に限りがあり、ある程度制限を設けた運用をせざるを得ないこと、さらに高等学校、大学等の修業年限が長いものについては、長期間にわたる家計負担を伴い、経済的に弱い立場の方々にとっては、その財源の捻出に大変苦勞をしている現実を考えると、行政としてできる限りの支援をしたいと考えておりまして、それが2年以上の

修業年限があることとしているものであります。このことから、専修学校及び各種学校についても、これと同様に2年以上の修業年限を設けているものであります。

また、各種学校における1年未満の修業年限については、簡易に習得することができる技術、技能等の課程のものも含まれており、これらを支援することは修学支援というよりも、就業支援といった要素が強いことから、教育委員会としては奨学金の資格要件から除外しておりますことをご理解賜りたいと存じます。

次に、奨学金の貸付状況と返済の状況についてであります。平成22年度の貸与は、高校生20人、大学生109人、専門学校等17人の計146人で、貸与額は4,897万5,000円となっており、返還につきましては、1月末現在で現年度分が5,131万5,000円の予定額に対し、3,911万2,500円で、76.22%の回収率、滞納分が2,286万6,000円の予定額に対し、332万6,900円で14.55%の回収率となっております。

貸付金の今年度返還対象者は431人で、うち滞納者が106人となっておりますが、電話催告、連帯保証人も含めた文書催告、戸別訪問による催告により1月末現在では滞納者が69人となっております。

また、平成23年度以降の返還分を繰り上げて返済した額が733万5,000円となっており、1月末現在の返済総額は4,977万4,400円となります。非正規労働者の増加や就職難という現実があるものの、社会規範意識等の希薄化によると思われる滞納者もあることから、収納対策をさらに強化し、基金の確保に努めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、読書活動推進の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。国では、近年における年齢や性別、職業等を超えての活字離れ、読書離

れが進み、読解力や言語力の衰退を招いていることに危機意識を持ち、平成13年には子どもの読書活動の推進に関する法律、さらに平成17年には文字・活字文化振興法を制定し、学校における朝の読書運動の急速な浸透、読書のまちづくりの広がり、さまざまな読書グループの活性化など、国民の間の読み書き運動の復活、振興を図ってきたところであります。これら一連の読書推進に関する法律及び行動計画を踏まえ、本県においては県民全体が子供の読書活動の重要性を理解し、子供がそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たすとともに、協力、連携による子供の読書環境づくりを進めるため、平成16年に青森県子ども読書活動推進計画を策定し、県内市町村との連携のもと、子供の読書活動を推進しているところであります。

本市においては、平成19年にむつ市子どもの読書活動推進計画を策定し、家庭、学校、幼稚園、保育所、市立図書館等が連携して読書活動の推進と読書環境の整備充実を図ることとしております。この計画を具現化するため、読書活動推進の拠点施設であります図書館では、地域住民の多様化する学習意欲にこたえるための施設として、快適な読書環境の保全に努めるとともに、多種多様な資料及び情報等の積極的な収集、整備による読書活動の拠点として図書館機能の充実を図り、地域の教育、文化の向上発展と産業の振興に寄与することを基本方針とし、快適な読書環境の保全に努め、図書館利用者のニーズに即した基本図書資料の収集整備による図書資料の情報提供のほか、読書関連団体及び読み聞かせボランティアグループとの連携、協力のもと、企画事業を展開しております。

今年度は、国民読書年企画事業として、「心に残るこの1冊」とのタイトルで図書館利用者から

のお勧め本を募集、展示をいたしました。さらには、読書に関する座談会を開催いたしております。特に子どもの読書活動推進につきましては、重点項目に据え、大型絵本及び紙芝居を含む児童図書の実充に努め、読書感想文コンクール、詩歌コンクールの開催、図書館定例行事及び図書館見学時におけるボランティアによる絵本の読み聞かせや紙芝居などのおはなし会、学校及び保育所などからの依頼による出前おはなし会は好評を得ているところであります。ほかに学校支援として県立図書館との連携事業であります協力図書及び図書セットの貸出事業、遠隔地の学校、保育所及び集会所を拠点とした移動図書館車の運行により学校における朝読が定着してきている状況にあります。

また、健康推進課が毎月実施しております10カ月及び3歳児健診時にブックスタート及びミニミニ図書館を通じて乳幼児期における親子での本に親しむ時間の大切さ、本の楽しさを分かち合うことを応援する運動を展開しているところであります。

今後子供の読書活動推進に当たり、読み聞かせボランティアのいない地域もあることから、ボランティア及びグループの養成並びに学校図書館とのネットワークづくりが喫緊の課題と受けとめておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 鎌田議員ご質問の女性特有がん無料クーポン事業の取り組み成果についてお答えいたします。

平成21年度の取り組み状況ですが、子宮頸がん検診は、20歳から40歳までの5歳ごとの節目年齢の対象者1,739名のうち326名が受診し、利用率は18.7%、また乳がん検診では40歳から60歳までの5歳ごとの節目年齢の対象者2,370名のうち536名が受診し、利用率は22.6%となっております。クーポン券を利用し、受診された方がふえたことか

ら、全体の受診率も上昇し、子宮頸がん検診では前年より3.4%増の18.3%、乳がん検診は4.6%増の19.9%となっており、取り組みの成果を得ることができたと考えております。

平成22年度につきましても、現在までの受診状況はクーポン券の利用率及び子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率も平成21年度をやや上回る見通しとなっております。

次に、介護保険事業について市長答弁に補足説明させていただきます。まず、平成21年度から現時点までの主な介護基盤の整備についても申し上げますと、新規老人保健施設が1施設29床、特別養護老人ホームの増床が2施設25床、短期入所施設の新規開設が1施設20床、同増床が3床の計77床と、そのほか住宅型有料老人ホームが3施設62人の定員で新設されております。なお、有料老人ホームへの介護サービスは、ホームヘルプサービスやデイサービス等居宅系のサービスとなっております。

また、今後の計画といたしましては、平成23年度中に小規模特養の増設が9床、特別養護老人ホームが20床、それぞれ増床、さらに新設として小規模特養が1施設29人定員と、これに併設する短期入所施設10床が予定され、合計68床が増床の予定であります。

なお、今後予定している基盤整備68床につきましては、いずれも平成24年度からの第5期介護保険事業計画の前倒し事業であります。その開設時期は平成24年度、あるいは限りなく平成24年度に近いもので、今期の介護保険料への影響はほとんど生じないように計画されているものです。

また、前倒し以外の平成24年度以降の基盤整備等につきましては、平成23年度中に介護保険事業計画を策定し、議会において第5期の介護保険料の決定がなされてからの対応となるものであります。

次に、保険料滞納件数についてでございますけれども、第4期計画が始まってからの平成21年度からの合計でございますけれども、平成22年7月1日現在で489人、733件となっており、ほとんどの方が普通徴収対象者となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） ただいまは、3項目について丁寧なご答弁ありがとうございます。再質問と一部要望を申し上げますので、よろしく願いいたします。

予防医療につきましてであります。市では新年度実施されるがん検診推進事業では、一定の年齢に達した方は大腸がん、胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんにかかるがん検診費用を無料にする画期的な事業が始まり、期待をいたします。全がん75歳未満年齢調整死亡率が高い5県として、2005年度から連続ワーストワンというありがたい記録を更新しているのが本県青森県であります。反面、低い5県のトップを長い間キープしているのが長野県です。

以前読んだ毎日新聞の企画で、東大の中川先生と対談された諏訪中央病院名誉院長の鎌田實氏は、35年以上前に長野県で胃がん検診の受診率を上げるために、とにかく早期に見つけると助かるということを説明して回られたと話されていました。また、健康づくり教室を開催し、各集落を回って、年間80回ぐらいやると受診率が上がってきた、受診しやすいように朝8時前に検診車を出したり、日曜検診をしたり、地域の人たちの生活を見ながら検診を合わせることで検診率を上げたと話しています。35年以上前からの取り組みの継続により長野県は全国で低い5県のトップを維持しています。

国は、働く世代への大腸がん検診事業を推進しています。大腸がん検査キットなどを希望者に直

接送付することにより、検診医療機関に取りに行く手間や時間が省かれ、気軽に検診を受けようという人がふえると思います。そして、近年の高齢化に伴い、増加傾向にあるのが前立腺がんです。前立腺がんは、大腸がんとともにふえています。前立腺がんも早期に発見することにより、治癒率が高いがんの一つです。PSA前立腺特異抗原値の測定による診断方法の普及により、早期発見が可能となっております。

先ほどのご答弁でもございましたが、これからの検診事業全般におきましては、特に1年生検診、検診年齢になる年の際には丁寧に説明するなど、また学校においてもがんについて教育の一環で取り組んでいただくことなど、市民意識を高くすること、また市民感覚に寄り添った検診を検討すべきと考えます。

検診のあり方について、再度お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 今後のがん検診のあり方についてのご質問にお答えいたします。

がん検診には、がんを早期に発見し、早期治療に結びつけ、がん死亡率を減少させるという目的があります。そのためには、がん検診受診者の増加を図ることと、検診後のフォロー体制も含め、定期的に安心して受診できる検診を提供していくことが必要だと考えております。市民の皆様には、がん検診の必要性はもちろんのこと、検診の内容や効果といった情報についても丁寧かつ十分な周知を行い、ご自身の健康づくりのためにがん検診を積極的に活用できるよう啓発活動をより一層推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 次に、尊敬している上北出身で青森に開業されている、前に弘前大学の脳外科の部長先生であります。この先生は弘前大学

で自分で執刀しているときに、もうどうしようもなくなってから運ばれてくる患者さんを多く診られて、何としても早期に発見したいということで開業したとのお話を聞く機会がございました。

脳検診の受診についてです。昨今高齢化の進展に伴い、介護の問題についてはさまざまな議論がなされているところです。年を重ねても、介護のお世話にならずに住みなれた地域で元気に暮らすことはだれしもの願いです。厚生労働省の統計によりますと、要介護になる原因の第1位は脳血管疾患、2位は認知症で、3位は高齢による衰弱となっています。脳血管疾患になると、重篤な状況を脱した後も手足や体が思うように動かせなくなったり、平衡感覚を失ったり、言語障害を起したりとさまざまな後遺症を残す場合が多く、この病気をもとに脳血管性認知症となる方も多いたの報告がされています。この病気は、発病してからの治療では遅く、発病自体を防ぐ予防が重要とされています。

さらに近年、隠れ脳梗塞が50歳代など若い世代の方に急増し、これまで以上に若い世代からの生活習慣、動脈硬化に着目した健康づくりや、年に1回はMRIやMRAなどの脳ドックの受診で予防することが重要であると言われてきました。

特定健康診査の結果を踏まえて、脳血管疾患としてのリスクの高い方々に対しては脳梗塞や脳出血などを発見するための検診を受けるように医師から勧奨された場合など、脳ドック受診者に対する助成事業を新たな検診事業として本市の枠組みに入れていただきたくお願いいたします。

年々高齢化が進み、医療費を抑えるためにも、予防医療に努めることにより効果が期待されるとともに、大切な市民の命が守られます。一つ一つ予防医療につきましては、しっかり検証していただき、実のある検診事業推進をお願いいたします。

市民の健康で快適な生活守ることは、即国保会

計医療費削減につながります。市民の健康と財政の健康は密接なつながりがあります。今後の検診事業について、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員、今さまざまなキーワードをお話いただきました。医療費削減のために予防医療をとというふうなこと、これは確実に進めていかなければいけない、こんな思いをしておりますし、さらに脳検診、そして認知症、そして衰弱というふうな形の中で、年老いていくわけですけれども、そういうふうなところもやはり意識をした形で予防医療に取り組んでいかなければいけないと、こんな思いもいたしました。

また、先ほどのお話の中で、子供たちに検診の大切さ、これを啓蒙啓発していくことが親御さんに対して検診を受けなさいよとか、きょうの脳ドックはどうだったのとか、そういうふうな形で、子供たち、学校教育、学校教育とは言いませぬけれども、そういうふうな場面で子供たちに検診の大切さ、これをさまざまな形でお知らせ、啓発をしていくというふうなことが、その親御さんたちにとっての健康に対しての、そしてまた検診に対しての意識が高まるのではないかと、こんな思いをいたしましたところであります。

それから、とにかく早期に見つけると助かるよというふうな、そういうふうなキーワードも私心に刻み、この予防医療について、市として、そしてまた保健福祉部にしっかりと指示をして、どういうふうな取り組みができるのかということを検討を重ね、また先ほど画期的なむつ市の予防についての検診のあり方、ご評価をいただきました。それらもひっくるめまして、着実に、確実に進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 予防医療につきましては、

よろしくお願いいたします。

さきに教育行政について質問をさせていただきました。奨学金につきましてであります。就業支援という教育長からお話をいただきました。やはり1年のその方々には条例等枠組みがあって、大変厳しいものかなというのは私自身も承知をしているところなのですが、この1年の枠組みを何とかという形でも、その望む子供さんたちに何とか手を差し伸べてあげられないかなという思いの中で、希望基金のような何かそういうものをつくっていただいて、これは市長部局ともすり合わせが必要ということも承知しているのですが、再度奨学金制度のこの1年という枠組みの中で、もう一度お尋ねをいたします。

この中には、選考委員として16名の方が組織されてありまして、その貸与条例にも書いてありますが、こういう方々にも今のこのむつ市の大変厳しい就職難のことを再度話し合いの場とか、そういう形で持っていただけないかなということも含めて、その見直しについてはもう一步、タイガーマスクではございませんが、もう一步温かい手を差し伸べられないかということは現場の声を聞いて強く思いましたので、もう一度伺います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 1年の部分について何とかならないかというふうなことににつきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、先ほど壇上で教育長が申し上げましたとおり、奨学資金、いわゆる貸し付けの原資というのが限りがありまして、その中でいかに有効に、有効といいますか、効果的に、効率的に支援をしていくかというふうなことを考えた場合に、どうしても2年というものを設定しなければいけないというふうな考え方でございます。

1つには、先ほど教育長も壇上で申し上げましたけれども、いわゆる1年の部分を貸与に加えま

すと、さまざまな業種の部分、いわゆる各種学校の範囲が非常に広がります。例えば、これは例えばなのですけれども、予備校生も一応対象になるという形になりますし、ほとんどの1年の各種学校というのは、例えば資格を取得するための学校というふうな形になりますので、そうであればこれは修学支援というよりも、就業支援といったほうのとらえ方のほうが適切ではないかというふうに考えてございます。これは、市長部局との協議も必要となりますけれども、そこまで範囲を拡大しますと、非常に大きな財源が必要となるだろうというふうに予測されます。現状の財源の中では、これが一番適切な方法ではないだろうかというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） この育英のための就業支援について、希望基金のような、そういうものを設置できないかと思っておりますので、市長にもう一度伺います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 実は、この件につきまして、さまざまご要望がありまして、検討した経緯がございます。その中で、今教育長、壇上での答弁、そしてまた今部長の答弁のように、現在の基金の中では、先ほど数字も細かくご説明を申し上げましたけれども、非常にこれからやはりまだまだふえてくるだろうと、そういうふうな部分では、現在の基金ではなかなか対応が厳しい状況にあると。しかしながら、この1年でというふうな部分、これは今国の緊急雇用対策だとか、さまざまな部分の情報がなかなかこの部分で行き届かなかった部分があったのではないかと、こういうふうなところはやはり反省をしなければいけないだろうし、やはりさまざまな形でその時期に、もうずっとこの2年か3年くらい緊急雇用対策というふう

なことで、さまざまな制度がありますので、そういうふうなところをより一層わかりやすく、高校の段階での、卒業の段階でのPR、こういうふうなものを重ねていく必要があるのではないかなと。

こちらのほうで、部局のほうで基金をというふうなことは、やはりこういうふうな状況ですので、かなりのまた需要が出てくる可能性もあります。そういうふうなところでは、現在のところではなかなか厳しい状況にあると。しかしながら、放置するのではなくて、さまざまな国の制度、こういうふうなものを高校に向けてのPR、そしてまた告知をしていくというふうな手法をこれからも進めていくというふうなことで、1年の専修学校、そういうふうなもろもろについての学資が不足しているというふうな子供たちには、ぜひともそういうふうな形で、その資料等を差し上げる体制、これを進めていきたい、このように思っております。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 市長から温かい言葉をいただきました。もし行政のほうに相談があった場合、四角四面のお答えではなく、いろいろな家庭状況や本人の事情等も聞くなど、人間味の温かな対応をしていただきたく重ねて要望を申し上げます。

読書活動推進についてでございます。福島県矢祭町では、読書に親しみ、友だちや家族に読書を勧めるリーダーになってもらう、小学生を子ども司書として認定する制度を導入しています。この制度は、子ども司書の養成講座を開き、図書館、司書の仕事を体験してもらう中で、この子ども司書認定制度を導入いたしました。矢祭町には、読まなくなった本の全国から寄附を呼びかけ、集まった蔵書が45万冊、これをもったいない図書館ということでありまして、子ども司書認定には、この図書館をもっと利用してもらいたいというねら

いがあったそうでございます。子ども司書に認定されるためには、年間15時間の講座を受講するなど、いろいろな体験が組み込まれてありますが、この結果読書感想文を書いたり、またそのようなことの中で子ども司書導入制度を取り入れたそうでございます。本市においても、この制度についてはぜひ図書館の活動の中で取り入れていただけたら、子供たちにもっともっとこの読書の楽しさが生まれてくるのではないかなと思ひまして、お伺いいたします。

もう一つは、「家」と「読む」と書いて家読（うちどく）の推進についてでございます。児童・生徒が本を読むことで、心の栄養をふやし、豊かな人間性を陶冶し、いじめや学校嫌い、また自殺などをなくすることができるのではないかと考え、家庭内や教育現場での読書の重要性を私も主張してまいりました。

今現在学校では、朝、始業時間前の10分間、本の読み聞かせを行っておりますが、全国で現在小・中・高と合わせると2万5,000校を超え、約950万人の児童・生徒が朝読を実践しているそうでございます。また、お父さんが子育てに参加する大きなチャンスともなるこの家読を進める大切さが今注目を集めております。家読の取り組みで本市の読書活動を大きく推進していただきたく教育委員会にご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず最初に子ども司書認定制度導入への所見ということでお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子ども司書認定制度は、2009年に福島県東白川郡の矢祭町が子ども読書の街づくり推進事業の一環として考案、実施したものであります。現在では、子供の読書活動推進のための重要な方法の一つとして、全国各地の自治体や図書館に広がっております。学校図書館協議

会による2010年、第56回学校読書調査によりますと、本を余り読まない子供ほど本を見た目で選ぶ傾向が強く、継続性に乏しいとされております。この結果から、子供たちが本を選ぶときに見た目だけではなく、おもしろい本、楽しい本、読んだためになる本を紹介する友だちが周囲にいれば、自分が求める本に出会える子供たちがふえ、読書習慣の定着に大きなプラスになるものと考えられます。こうした友だちに読書のすばらしさや大切さを伝えるリーダーづくりの一環として子ども司書制度の導入は検討に値するものであると受けとめております。

この制度は、法律に基づくものではなく、各自自治体、図書館が独自の方法に基づき実践をしているものであります。子ども司書講座の開設であるとか、子ども司書認定証の交付、子ども司書による地域の図書館でのボランティア活動など、さまざまな取り組みが行われております。本市におきましても、図書館司書業務の体験活動、それから読書感想文募集事業の充実など、地域の実情に即した取り組みを強化したいと考えております。そして、こうした経験を得た子供たちが、より読書に親しみ、学校における読書活動のリーダーとなるよう、さらにその活動がより多くの子供たちに波及するよう努めてまいりたいと存じます。

次に、家読の推進についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、学校における朝読書は全国的な広がりを見せておりまして、本市におきましてもほとんどの学校で朝読書が実施されております。子供たちの読書活動の推進に大きな役割を果たしているというふうに思っております。

こうした現状を踏まえ、子供たちが読書の喜びを大人に伝える家読を推進すべきであるという議員のご提案に心より賛同するものでございます。家読の推進により、親子がともに本に親しむことを通して、同じ時間や空間を共有して心の交流を

行い、家族のきずなを深めることができるものと考えております。

家読は、このように非常に有益な活動でありませうけれども、継続的实施に当たっては、幾つかの課題も存在しております。1つは、家庭で読む本の確保についてであります。これに関しましては、学校図書館、市立図書館等の蔵書の充実により、これを支援していきたいと考えております。

もう一つの課題は、保護者の皆様のご理解をいかに得るかということであると考えております。家読の成果は、保護者がその目的を理解し、子供と一緒に同じ時間や空間を共有するよう努力するか、またその努力をいかに継続していくかにかかるといふものであり、各学校と協力して、家読の意義について情報発信を行い、広く理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。

先ほどご答弁申し上げたむつ市子どもの読書活動推進計画の推進に加えて、以上申し上げた取り組みにより家読を推進し、本市の読書活動を充実させるとともに、親も子も心の居場所としての家庭の存在を再認識できるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） ブックスタート事業についてであります。赤ちゃんの成長にはミルクが必要のように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、温かなぬくもりの中で優しく語り合う時間が大切です。そうした時間を通して赤ちゃんは、自分が愛されていることや守られていること、大切な存在であることを体感します。そして、言葉を呼応させる経験を積みながら、ゆっくりと人を信頼することを知り、さらには自分以外の人と気持ちを通わせる力をはぐくむのです。また、赤ちゃんに向かい合うそうしたひとときは、周りの大

人にとっても心安らぐ楽しい子育ての時間になります。このような思いの中から、私はむつ市議会第186回定例会でブックスタート事業について質問をいたし、現在事業は平成17年度よりむつ市に誕生された子供さんに初めて絵本がプレゼントされてから実施されてまいりました。今後ともこの実施をよろしく願います。

また、今期を最後に退職されます職員の皆様には、これまで果たしてこられました職務と使命について深く敬意と感謝を申し上げます。退職されましても、健康にご留意され、ご健勝でありますことを願って質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 4 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎菊池憲太郎議員

○議長（村中徹也） 次は、菊池憲太郎議員の登壇を求めます。6番菊池憲太郎議員。

（6番 菊池憲太郎議員登壇）

○6番（菊池憲太郎） おはようございます。議席番号6番、菊池憲太郎でございます。前回の定例会に続きまして、一般質問をする機会を与えていただきましたこと、深く感謝申し上げます。

私がむつ市議会議員に当選し、はや6カ月目を迎えることになりました。この間、国内外においてさまざまな事件や災害、そして政変が発生しております。最近では、28人の日本人が被災したニュージーランドの地震、30年間も君臨したエジプトのムバラク独裁体制の崩壊など、世界が不

気味に揺れ動いております。特に中東政変の連鎖が原油価格の高騰にもつながり、世界動向が直接的に我々に関係してくることから、地方においても国際的感覚が必要であることを再認識するものであります。

また、国内では緩やかな回復傾向にあると言われる景気状況にもかかわらず、就職先が決まらない就職難民と言われる若者が行き場を失っていることに先行き不安を覚えるものであります。

そして、もう一つ気がかりな統計があります。このまま過疎化、少子高齢化が続けば、2050年には日本の人口が半減し、居住区域の2割が無人口になるというものです。宮下市長の主要施策である3つの柱の一つにネクスト50へのさらなる飛躍がありますが、今この瞬間の政治、経済、社会に関する判断の一つ一つが、こだまのように50年先まで響きわたって影響すると考えれば、政治にかかわる者として、漫然としていられないと思うところであります。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、社会資本整備政策について質問いたします。むつ市及び下北地域は本州最北の地であり、約60キロメートル北に伸びた半島であります。その地形のユニークさと、ほぼ四方を海に囲まれたまさかりの形をした下北半島は、天然、自然に恵まれた自然共生郷でもあります。しかし、本州とのつけ根である野辺地からの距離は、今も昔も生活や経済活動に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、いまだ時間の短縮が実現されておられません。あらゆる面で生命線である国道279号が依然としてスピード化されないのは何という障害でありましょうか。社会資本整備の中でも最重要事業である交通基盤施設の整備は、政治力、行政手腕の問われる事業であると言っても過言ではありません。現在未着手区間、むつ市と横浜町に

ついて、下北半島縦貫道路概略計画、PIプロジェクトが動き出し、下北半島縦貫道路地域懇談会が開催されておりますが、報道関係資料のタイトルには、「未着手区間むつ市から横浜町の計画検討を始めます」とあります。東北新幹線全線開業直後の今、この時期に検討を始めるという文言は、まことに時期を逸した感を覚えます。これまでは、新幹線開業に間に合うようにという年次目標が推進力となっていたと思いますが、目標となるものがない今後において、計画検討とはどのような着地点を目指しているのでしょうか。東北新幹線が開業し、在来線が青い森鉄道に変わり、東京一青森間はスピード化されたものの、むつ市及び下北地域は逆に不便となった現状においても、動脈として下北半島縦貫道路の整備促進を早める対策を講じなければならないと考えますが、この問題のキーパーソンである市長の具体的な考えを伺います。

続いて、農林漁業基盤施設整備について伺います。本市では、来年度浜奥内漁港の防波堤、泊地整備を予定しており、漁業振興への投資を着実に実施しているものと受け取っております。農商工連携及び6次産業化など、新たな可能性を秘めた事業展開を求められている今日、農林漁業における基盤的施設整備を確実に進めていかなければならないと考えます。

例えば農業においては用水路や排水路など、農業水利施設も耐用年数を迎え、更新する時期となっておりますし、農道は農耕車両以外の交通量が多く傷みが激しくなっているものもあります。漁業では、水産業の安定収入を図るため、漁港及び漁場整備を総合的かつ計画的に推進していく必要がありますし、防災安全施設の整備も怠ることはできません。今後それぞれの既存施設は改修期を迎えますが、長寿命化とライフサイクルコストの低減を念頭にしたストックマネジメントの取り組

みが実施されなければなりません。本市が将来に向けて策定している基盤施設の長寿命化計画について伺います。

また、2010年4月に宮崎県で感染拡大し、約29万頭の家畜が殺処分された口蹄疫や水鳥、猛禽類、カラスなどから感染すると言われている鳥インフルエンザなど、畜産業に壊滅的な打撃を与える伝染病などに対処するための畜産環境施設整備について、当市ではどのような対策を講じているのかを伺います。

次に、地域産業としての観光政策について伺います。本市の主産業は、農林水産業であります。社会構造の変化や国際化に伴い、第1次産業を包含しながら、他に拡大する産業に活路を見出していく必要があります。この活路として大きく期待ができるものは観光産業であります。観光を一大総合産業として成長させ、経済効果及び雇用の拡大を目指すべきであります。本定例会の冒頭に示されました平成23年度一般施政方針にあります文化財収蔵・展示施設整備事業は、歴史資料や民俗資料の収蔵保存を進める点で重要であり、また過去の生活文化を後世に伝えるためにも、展示施設の必要性は全市民の賛同するところでありますが、観光資源としての活用も図っていく必要があると思います。

近年は、ご承知のように、物見遊山の観光から、歴史、文化、体験型への志向が高まっています。特に歴史という素材は注目されています。例えば西北地域県民局などで行う検討委員会では、歴史を観光資源としてとらえ、観光客の誘引を図るため、奥津軽歴史探訪というガイドブックを発行し、西北の歴史や食や体験、物産などと組み合わせ楽しむ歴史観光を提案しています。むつ市及び下北地域においても観光素材となり得る江戸時代中期、下北を歩き、民俗、風俗を書きとめた人、菅江真澄や、時代に翻弄され約1年半で廃藩置県

となった斗南藩、口語歌の先駆者である鳴海要吉など、歴史及び歴史的人物がおられました。また、映画界において奇才と言われている映画監督の川島雄三、文学では「北のまほろば」を執筆した司馬遼太郎、「飢餓海峡」の水上勉など、誘客となる素材は少なくありません。これらの歴史的観光資源を再評価し、文化財収蔵・展示施設整備事業とあわせて歴史観光として新たな商品化ができないか、全市的に検討する必要があるものと考えます。

また、このたびむつ市、下北観光協議会及び下北地域県民局において観光コースや体験プランを紹介するパンフレット「感動半島しもきた」を発行されました。その中の滞在型プログラムは、温泉、自然、歴史、文化、食のテーマごとに、体験、学習、交流などを行う38のプログラムがあるとされています。観光に光を当てた対策が着実に進んでいることに対し評価したいと思います。しかし、下北滞在プログラムのワークショップで講師を務めるJTBの清水慎一常務は、旅行商品ごとの窓口を一元化することが旅行者誘致対策では必要だと強調しておりますし、私も地域の本物と触れ合う着地型の観光にも配慮をすべきであると考えております。

この旅行商品ごとの窓口を一元化した成功事例としては、長野県南部の15市町村、企業、団体などが出資した南信州観光公社があります。これといった観光資源のない中山間地域や体験型の教育旅行で成功していると言われており、学ぶべき点が多数多くあるように思います。下北地域のかなめの都市であるむつ市が中心となり、既成概念を超えた新しい感覚で旅行業の許可などを持った新たなビジネスモデルを組織、構築できないか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、首都圏における観光物産情報発信拠点施設（アンテナショップ）について伺います。先般

の一般施政方針の説明によりますと、今月の12日、くしくもあすであります、あおもり物産ショップ・むつ下北が東京都江東区亀戸香取勝運商店街の一角にオープン予定であるとされております。亀戸香取勝運商店街は、江東区でも最も古い歴史を持ち、この春、昭和30年代をキーワードとした観光レトロ商店街を目指しリニューアルオープンするとインターネットで情報配信され、地域住民から待望されているようであります。このあおもり物産ショップ・むつ下北は、むつ市出身の方の協力により、むつ下北から送られた食材を販売する下町ショップのようではありますが、東京は都民というよりは全国への発信基地でもあることから、国際的に繁華な銀座、有楽町、東京駅周辺など、全国の人々の目に触れられる場所に下北半島の自治体が結束をして行政が主導する力の入ったアンテナショップも検討すべきではないかと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、農林水産業の活性化について質問いたします。青森県や学識経験者及び中国と取引のある企業の担当者でつくる県中国取組戦略検討委員会が本県の農林水産品や観光資源を中国圏の富裕層に売り込むための基本戦略案をまとめたと新聞で報道されました。基本戦略は、来年度から3カ年を対象となっているようであります。本市においても、下北ブランドの知名度向上と販売による外貨の獲得、所得向上、ひいては観光客誘引の好機会と考えますが、市として今後このような戦略に前向きに対応する考えがあるのか伺います。

また、ワタミグループ創業者の渡邊美樹氏は、「農業には経営がないことに驚いた、農家は農協に作物を納めるだけで売値も売り先も知らない」と言っております。今まで1次産業に携わる人々は同じような状況にあったものと思われま。働いても働いても楽にならないのは、生産や収穫分野にだけ目を向けていたからだと思えます。新鮮

でおいしいと、くすぐられるように言われて満足しては生活がおぼつかないことになります。新鮮でおいしい食材や産物を加工し、付加価値をつけ、流通をして販売する、いわゆる6次産業化を進めることにより所得がふえ、安心生活が可能になるものと思います。しかし、理屈と前宣伝では6次産業化の前途に期待を寄せられますが、これは経営であり、事業であり、決して簡単なことではありません。

さて、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法がつい先日、3月1日に施行され、同法に基づく総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定に係る申請受け付けを各地方農政局等の総合相談窓口において開始されたところではありますが、むつ市はこの6次産業化に対してどのような取り組みを考えているのか伺います。

次に、人と地域を醸成する教育政策について質問いたします。昨年は、異常気象により海水温が高く、陸奥湾産ホタテが大量へい死いたしました。そのため、ことしの収穫が危ぶまれております。8年前の2003年に陸奥湾養殖ホタテガイの大量へい死が発生したとき以上の被害とも言われております。また、昨年の本県マグロ漁の水揚げ量は、過去5年平均の6割程度にとどまり、近年にない不漁で深刻な状況にあると言われております。農林漁業は、自然現象に大きく左右されます。そのために、自然現象の調査分析から対策まで研究指導する研究機関や教育の場が求められます。むつ市及び下北地域の農林水産業は生活の糧であり、6次産業化するとしても安定的な収穫、製造が確保されなければなりません。農林水産業を持続的な事業として子々孫々にまで伝えるために、研究機関等の設置を強く望むものであります。

一方、東北電力東通原子力発電所は、青森県内

では初めての原発として、平成17年12月8日に営業運転を開始し、本年1月25日には東京電力東通原子力発電所1号機が着工いたしました。また、リサイクル燃料貯蔵株式会社が関根水川目に設立され、昨年8月31日に使用済み核燃料中間貯蔵施設の工事を開始いたしました。さらに、下北半島には180基もの風力発電施設が建ち、新エネルギー半島として名をはせるに至っております。これらの新エネルギー施設及び技術と連携し、新たな産業を創出する努力をすることこそが、次の時代のためにも必要であると考えます。そのために、新エネルギー技術関連の企業と連携し、新たな技術の獲得や新製品の開発などを手がける研究機関の設置を望むものであります。

ちなみに、六ヶ所村にある東北デバイスを引き継いだ大手メーカーカネカが出資するOLED青森は、世界初となる5色の照明用有機ELパネルを開発し、販売することになったようであります。有機ELの売上高は2015年に約200億円、2020年には1,000億円を見込んでおり、地方にいても世界に通ずる技術で産業化ができるという将来に向かって希望を持てる快挙であると思えます。

以上、農林水産分野及び先端技術分野における研究機関の設置は、技術開発や新商品の創出にとどまらず、地域外から研究者が集まることにより、人口の増加及び人的交流による経済効果、そして知識と経験による新たな人材の育成に寄与できるものと考えます。

青森市にあります青森大学では、留学生は別として、在籍者1,400名のうち県外出身者の学生が4割を占めると聞きました。遠くは鹿児島県から来ているとのことでもあります。ご承知のように、青森大学があります青森市幸畑地区などでは、大学生をターゲットにした別枠の経済効果がうかがえます。市長におかれましては、ネクスト50での喫緊の課題として取り組む価値のある事業と考え

ますが、ご所見を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。  
よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 菊池憲太郎議員のご質問にお答えいたします。

なお、答弁が非常にボリュームがありますので、若干早口になることをお許しいただきたいと、このように思います。

まず、社会資本整備政策についてのご質問の1点目、交通基盤施設の整備についてであります。議員ご質問の趣旨は、下北半島縦貫道路の整備についてであります。ご指摘のとおり、下北半島縦貫道路概略計画P Iプロジェクトについては、事業主体であります県がむつ市から横浜町間の約20キロメートルにかかるおおむねのルートの位置や道路構造、整備方針を定めるため、P I、パブリックインボルブメントの手法を導入して計画検討を始めた旨を昨年10月20日発表したところであります。検討を始める意義は何であるのかのご質問であります。現在有戸北バイパス、吹越バイパス及びむつ南バイパスの3工区21.3キロメートルについて整備が行われておりますが、工区全体の進捗状況を踏まえながら、各区间における整備事業が順調に進められてきたことから、次の課題でありますこれまで未着手区間となっている部分の整備に向けた方針を定めるため、P Iプロジェクトにより概略計画の策定に着手したものであると理解しているところであり、全線開通に向けた歩みを一歩進めたものと受けとめております。

計画検討とはどのような着地点を目指しているのかのご質問であります。沿道住民や地域経済界などの代表の方々と構成された地域懇談会、沿道住民や道路利用者へのアンケート調査及び道路利用にかかわりの深い物流交通事業者、医療、

農林水産の各関係団体や企業へのヒアリング調査など、検討を積み上げたうえで本年秋ごろをめどに当該区間の概略計画が策定される予定と伺っており、概略計画の策定は次へのステップとなります。調査区画等の指定、整備開始へ向けた今後への準備段階となるものであり、全線完成へ向けたさらなる整備促進へつなげるものと認識しております。

下北半島縦貫道路は、真に必要な基盤であるとの認識のもと、今後におきましても市議会のお力添えを得ながら、官民連携のもと、早期全線開通に向けて着実に整備が進められるよう、より強く要望活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農林漁業基盤施設の整備についてであります。当市の農林水産業は、安全安心な生鮮食料の供給のほか、自然環境の保全など、多面的機能を果たすとともに、加工、流通などの関連産業を含めた地域経済の発展にも大きく寄与する基幹産業の一つであります。1次産業は天候など、自然的条件に大きく左右され、さらには従事者の高齢化や後継者不足、価格低迷など取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

議員ご指摘のとおり、取水施設や用排水路、農道などの基盤施設は整備から多くの時間が経過し、老朽化が進んでいる状況にあります。市としての圃場、用水路、農道等の農業生産基盤の長寿命計画は特に策定しておりません。しかしながら、土地改良区が管理する施設については、むつ市土地改良区施設維持管理事業費補助金により経費の一部を補助し、維持管理するとともに、県単事業の基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断を経て、幹線水路の老朽化が著しい箇所を重点的に補修する、ため池等整備事業を川内町土地改良区の区域で整備する計画を進めているところであります。

また、それ以外の市が管理する施設については、農業者等からの要望を受け、緊急を要する補修などに対応するとともに、農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、地区で組織する団体が自主的に水路や農道の維持管理をしており、市では今後とも維持管理について支援するとともに、整備に努めてまいりたいと存じます。

次に、改修期を迎える漁港施設の長寿命化についてであります。現在国では既に整備した漁港施設の老朽化に伴い、更新を必要とする施設が増加してきていることから、計画的な取り組みにより施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図る水産基盤ストックマネジメントという方針を打ち出しており、既存の施設を壊れるまで使うのではなく、計画的に補修を行い、施設の寿命を延ばし、健全な状態を維持することで、壊れてから改修するより経費を安く抑えることができる整備を進めているところであります。

議員ご指摘のとおり、当市管内の整備済みの漁港においても、今後改修期を迎える漁港施設が増加するものと思われませんが、県では大畑漁港、脇野沢漁港、松川漁港、木野部漁港について、施設の老朽化等の調査を終了し、漁港の長寿命化に向けた機能保全計画を本年度策定したところであります。この機能保全計画を受け、平成23年度は松川漁港で施設の保全工事を予定しており、今後は大畑漁港や脇野沢漁港についても同様に施設の長寿命化を図るための保全工事を計画的に進めていく考えであると伺っております。

市では、市管理漁港に係る長寿命化計画は策定していませんが、現在関根漁港の整備を進め、さらに浜奥内漁港についても整備を計画しており、重点的な投資が見込まれることから、財政事情等を考慮し、今後検討してまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病に対処するための畜産基盤整備についての市の対策についてお答えいたします。

まず、このたびの口蹄疫、鳥インフルエンザの被害に遭われた農家の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、感染拡大を防ぐため、昼夜を問わず奮闘されました関係者の皆様のご努力に対し、敬意を表するものであります。

議員ご承知のとおり、昨年4月に宮崎県で発生した家畜伝染病の口蹄疫については、日本では10年ぶりの発生であったことなどから、初動対応のおくれから感染が拡大し、最終的に牛が約6万8,000頭、豚が約22万頭に及ぶ大量の家畜が殺処分され、およそ4カ月後の8月ようやく終息宣言が出されております。

口蹄疫については、その後国内での発生が確認されておりませんが、その予防対策には万全の注意が必要であります。また、鳥インフルエンザにつきましては、昨年11月に鳥根県で感染が確認され、2万羽が殺処分されており、ことしに入りましたからは、1月に宮崎県、鹿児島県、愛知県、2月には大分県、宮崎県、奈良県、和歌山県、愛知県、三重県の各農場で鶏やウズラなどの家禽への感染が確認され、およそ172万羽が殺処分されております。

鳥インフルエンザの発生は、南国地方に集中しておりますが、徐々に北上している気配もあり、全国どこで発生してもおかしくない状況にあることから、感染をふせぐため警戒を強めているところでございます。

これらの伝染病の対策としては、感染を未然に防ぐことしか方法がなく、口蹄疫については人体や車両でも感染媒体となることから、牛舎周辺の消毒を徹底する必要があります。また、鳥インフルエンザは野鳥を介して感染することから、鶏舎等の周辺消毒のほか、出入り口等を防護ネットで

覆い、野鳥の侵入をふせぐことが重要であります。これらの対応については、下北地域県民局やむつ家畜保健衛生所など、関係機関と協議しながら、畜産農家の巡回指導等を行い、感染防止の徹底を指導しております。

さらに、伝染病が発生した場合には、すべて殺処分することとなりますので、その場合の埋却用地の確認も進めているところであります。県内では、家畜伝染病が発生した場合には、青森県が中心となり、その対策に当たることとなりますが、市は鳥インフルエンザの万が一の発生に備え、むつ市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要領を平成19年7月11日に制定し、全庁的に対応することとしております。また、口蹄疫対策についても、感染防止を徹底するよう関係機関と協力し、農家の指導を徹底し、対策本部設置要領の制定についても検討しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域産業としての観光政策についてのご質問にお答えいたします。ご質問の第1点目、歴史的観光資源の再評価と情報発信についてですが、観光資源は、その多くは地域の歴史にはぐまれたものであり、祭りにせよ、食にせよ、あるいは景勝地であっても、その地域の貴重な歴史を語るものであり、文化であり、観光資源であると考えております。

市では、これまでも斗南藩を初めとして田名部まつりや恐山など、本市の観光資源とともに、下北における観光資源もあわせて広域的な観光情報の発信に努めてまいりましたが、これからも下北地域が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、同時に今まで光の当てられていない埋もれた観光資源の掘り起こしも進めていくことも求められております。その一つとして、一番の観光資源は地域に住む皆さんであると言えるのではな

いか、ここに住む皆さんが、地域に誇りを持ち、自信を持ってお越しいただいたお客様に紹介し、楽しんでいただくことが肝心であり、そのためには自らの地域の歴史を知り、学び、楽しんで、かつ感動することが重要であると考えております。このことは、今検討を進めております文化財収蔵・展示施設整備事業の目的にも合致するものであり、その意味で歴史的観光資源を再評価し、文化財収蔵・展示施設整備事業とあわせて歴史観光として新たな観光商品化ができないか、観光資源として活用すべきという議員のご指摘は全く同感であります。そのために、観光関係者だけではなく、多様な市民がかかわりながら、観光資源の掘り起こしや再評価、活用を進め、情報発信に努める必要があるものと考えておりますので、議員のご協力をご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目、観光窓口一本化機能を持つ組織化についてでございます。このことにつきましては、むつ市、下北地域県民局及び下北観光協議会と連携しながらワークショップを重ねてきたところであります。団体旅行から個人、グループ旅行へ、あるいは景勝地を見る旅行から体験型の旅行へと観光客のニーズは変化しており、これまでの発地型から着地型へ、旅行のあり方が変わってきております。このことは、発地側である大都市圏の旅行会社が旅行先の宿泊先から食事、観光スポットまで手配し、集客し、着地側である観光地では、それらの素材を提供するという従来の型では、今の旅行者のニーズに合わなくなってきており、着地側で、その地域の魅力を発掘し、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを進めることが重要で、その成果を旅行商品として販売することによって、誘客に結びつけることが求められております。

このような自らが企画し、旅行商品をつくり、販売運営に至る議員ご指摘の観光窓口一本化機能

を持つ組織化が必要との共通認識ができてきたと考えております。今後ともそういった認識の共有化をワークショップ等の手法を用いながら進める中で、組織の姿も見えてくるのではないかと考えております。

組織化に当たっては、旅行業法上の認可のほか、資金面、人材面等、多くの解決すべき課題があり、一朝一夕には進まないものと考えますが、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、議員のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の地域産業としての観光政策についての3点目、首都圏における観光物産情報発信拠点施設（アンテナショップ）についてのご質問にお答えいたします。まず初めに、江東区亀戸にあります香取勝運商店街に、あす3月12日オープンいたしますあおもり物産ショップ・むつ下北についてご説明申し上げます。この施設は、元気むつ市応援隊応援プロデューサーであります河野崇章氏が東京事務所長を務める一般社団法人「北のまちふるさとプロジェクト」が設置運営するアンテナショップであり、当該商店街の再開発事業への参画要請と、下北地域の特産品を首都圏に広めていきたいとの熱い思いが実りオープンとなったもので、店内にはむつ下北ならではの海のもの、山のもものが展示、販売されますほか、併設された調理コーナーで郷土料理などの提供も可能となっております。

今回のオープンに当たり、市といたしましては、元気むつ市応援隊のネットワークを活用し、周知を図ったほか、開店記念品としてキャラクターグッズの提供と、ムチュラン夫妻の派遣を行っております。

次に、集客力のあるエリアにアンテナショップを設置できないかのご質問についてでございますが、アンテナショップを設置するうえで重要な点は、消費者を引きつける商品構成と、通年での商

品確保であると考えております。現在東京都内には社団法人青森県物産振興協会が運営するあおもり北彩館及び青森県特産品センターのほか、JA全農あおもりが運営しておりますJA全農あおもりアグリショップ東京店などが設置されており、下北地域の商品も多数販売されているところであります。市といたしましては、当面はこれら施設の積極的な活用を図り、当市特産品を首都圏へ広めていきたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、農林水産業の活性化についての1点目、地域の宝である農林水産業の振興活性化についてでございますが、三方を海に囲まれ、豊かな自然を誇る本市は、多種多様な農林水産物を産する食の宝庫であると認識しているところであります。

私は、むつ市の元気は第1次産業の元気からとの思いから「むつ市のうまいは日本一」を市政の重要な柱に位置づけ、生産、加工、流通、販売に携わる関係者との連携により、安全安心なむつ市産品のトップセールスを展開してまいりました。この結果、大手量販店や首都圏高級ホテル、中国料理チェーンなどに対する地元産品の出荷が増加しておりますほか、乾燥ナマコや冷凍ボイルホタテなど、中国との取引が増大し、管内で生産されるホタテ300トン、ナマコは生産される数量の9割315トンが輸出されております。

一方で、本市農林水産業を支える人口の減少や高齢化が急速に進展し、これに伴い、これまで農村漁村社会が維持してきたコミュニティ機能や文化の伝承などが弱まりつつあることから、地域の農林水産業を元気にする新たな取り組みが必要であると考えております。このことから、市では野菜等生産力強化対策事業による夏秋イチゴ栽培の拡大や、特産物産地づくり支援事業による一球入魂かぼちゃの生産拡大、ホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業による資源の確保など、生

産性の向上や所得の向上が図られ、農林水産業が魅力ある産業として成り立つための取り組みを推進してまいりました。

菊池憲太郎議員ご質問の青森県中華圏取組戦略につきましては、経済成長が著しい中国、香港、台湾、いわゆる中華圏への青森県産品の輸出拡大、そして中華圏からの観光誘客拡大等を戦略目標と定めたものであります。

先に述べましたとおり、本市においては中華圏に対する取り組みは、少しずつではありますが、成果を上げておりますが、当地域の農林水産物の生産現場を見ますと、生産量が限られていることに加え、付加価値を高める加工や販売面での取り組みが十分でないこと、さらには競争激化により一層強力な販売活動が求められていることなどが課題となっております。

このことから、本市の持つ夏季冷涼で他の地域と比較して農薬の使用回数が少ないことや、草資源を生かした畜産との複合による有機栽培、さらに豊富できれいな水資源など、安全安心な生産物であることを生かしながら、外部要因の影響を受けにくい安定した農林水産基盤を確立し、むつ市の今をつくり、未来を担う後継者を育成することにしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、2点目の6次産業化についてのご質問にお答えいたします。本市の6次産業化に対する取り組みについてであります。農林水産業が単に農林水産物を生産し、市場に供給するだけにとどまるのではなく、2次、3次産業まで踏み込んだ経営の多角化により、農林水産物の付加価値を高め、農林水産業のみならず、その関連産業を含めた所得の増大を図っていくことが求められており、このことが雇用の創出などに結びつき、地域全体の収益力を高め、本市経済を活性化させていくものと考えております。

私が市長就任以来一貫して進めてきた「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業は、生産から加工、流通、販売までを結びつけ、収益性のアップを図るという2次、3次産業を包括した取り組みとしておりますが、近年では市内生産者等による事例として、特産の一球入魂かぼちゃでつくった焼酎「北瓜」、当市の牛乳を使用したヨーグルトなど各種乳製品、下北ワイン、地元の低アミロース米「ゆきのはな」と海峡サーモン、ホタテを使用したオール下北産の冷凍押し寿司など、付加価値を高めた商品が数多く開発、販売されております。市では、これら先駆的な取り組みを先進事例として次につながる芽を育てるため、農林漁業の側から積極的に6次産業化を仕掛けるとの発想のもと、新年度において地域ポータルサイトてっぺん下北の拡充を図るとともに、今年度に引き続き農商工連携事業として新商品開発の取り組みを加速させる計画を進めているところであります。

3月1日に施行されました地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律につきましては、制度の仕組み等の情報を早急に把握し、活用方法等について地域農林水産業者と検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、人と地域を醸成する教育政策についてであります。まず、農林水産分野の専門教育機関の設置についてお答えいたします。近年問題となっている地球温暖化現象は、気温、水温、降雨、降雪、治水、海流、環境などに大きな影響を与えているとされ、昨年陸奥湾ではこれまで記録したことの無い高水温により、ホタテガイ養殖業を中心に大きな被害を受けたところであります。このような気候変動から、農林水産の生産者が被害を回避する対策を講じることがで

きるよう、市が長期的な気候予測情報や対応策等を提供する専門教育機関を設置することについては、大気、海洋、海水、地表、水循環、炭素等といった分野の長期間にわたるデータを蓄積し、その変化を分析、予測する等の高度な専門性を有する人材や機器の整備、さらには施設の管理運営などに多くの課題があると認識しているところであります。

しかしながら、当市管内には独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所や、財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター等の専門研究機関があり、市ではこれらの研究機関と定期的に情報交換会を開催しているほか、むつ海洋環境科学シンポジウムの開催や、海洋環境モニター報告会も共同で開催し、地球温暖化と気候変動や水温などについての下北近海の海洋環境情報について、生産者への情報提供に努めているところであります。

市といたしましては、これらの専門研究機関からの情報とあわせて、国や県などの試験研究機関から気候変動や農林水産、水資源、防災等の各方面にわたる施策の情報提供を受け、農林漁業者との連携を密にするなどの体制強化を図り、農林水産業への影響を回避する対策をより一層講じてまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第2点目の先端技術研究による産業化教育についてのご質問にお答えいたします。むつ下北地域においては、少子化が進展する中、就労の場の不足等から若者の圏外流出が顕著であり、地域活力の後退が危惧されるところであります。一方、低炭素化社会の実現が世界的な課題とされている中、当地域においては東通村及び大間町の原子力発電所や本市の使用済燃料中間貯蔵施設の建設などの原子力関連施設の集積が図られておりま

すほか、周辺には186基もの風力発電が存在しており、国のエネルギー政策を背景とした数多くの施設が点在しております。

このような状況にあつて、ことし4月にはむつ工業高校においては設備エネルギー科が創設される予定となっており、原子力や地熱、太陽光などの新エネルギーを利用した設備の仕組みなどを学習することになっておりますほか、市では新年度の予算において、同校と連携して、改造電気自動車の製作事業に関する事業費を計上させていただいており、若年層が地域産業の担い手として期待されております。

議員ご指摘のとおり、地元には高等教育機関や研究機関が設置され、エネルギー分野に特化したさらなる人材の育成が図られることは、地域産業の底上げにもつながるだけでなく、そのような機関と地元企業が連携することによって企業の技術力の向上も図られていくということで、機関の必要性については十分に認識しております。

今後とも、市としては市内にある各研究機関等と強力に連携し、これらの機関の持つパテントや高度な技術を活用いたしながら、新たな産業おこし等につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

早口と長時間にわたる答弁、失礼いたしました。  
○議長（村中徹也） 6番。  
○6番（菊池憲太郎） 市長におかれましては、ご丁寧な答弁、まことにありがとうございます。それでは、早速順序は前後いたしますけれども、再質問させていただきたいと思ひます。

まず、社会資本整備計画、具体的に言いますと、下北半島縦貫道路の件でございますけれども、市長、非常に主要政策としてネクスト50ということで、次の時代へ独自の道路政策を進めていかれるおつもりであると思ひますけれども、ぜひとも当市におきましても、県のみならず、当市独自の考

え方でこの問題に取り組んでいただきたいと思います  
わけでございますけれども、その辺の取り組みに  
ついて、再度ご見解をお伺いいたしたいと思いま  
す。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北半島縦貫道路の積極的  
な要望活動、そして早期に全線約60キロの開業、  
そしてまた大間町までの延伸、こういうふうなも  
のをしっかりと視野に入れて積極的な取り組み方  
が必要であると、このように認識しております。

ただ、3年くらい前、4年くらい前からでしょ  
うか、B/Cというふうな形の表現が、ベネフィ  
ットと、そしてコストというふうな形での、その  
B/C、この議論がよくされておりました。しか  
しながら、単に便益とコスト、費用だけで済むの  
かと、この下北半島縦貫道路は。それは決してそ  
うではないだろうと。そういう意味では、原子力  
産業を抱え、そしてまた国の守りである海上自衛  
隊の大湊地方隊、これを抱え、そしてまた半島の  
一番の奥には原子力産業を抱え、そういうふうな  
もの、そしてまた医療においても非常に医療過疎  
的な要素があるわけでございますので、そういう  
ふうなもの、切り口をさまざまな形で考え、そし  
てよく言われるのは、この道路が完成したらどう  
いうふうなまちが完成、まちづくりになるのか、  
そういうふうなイメージを持った形で戦略的にこ  
れは進めていく必要がある事業であると。私ども、  
また議会のお力をいただきながら、また県、そし  
てまた県議会、国会議員のお力をいただきながら、  
この地域、総力を挙げて取り組む事業であると、  
このように思っておりますので、今後ともご支援  
のほどをお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（菊池憲太郎） 市長のご答弁のとおり、B  
/Cでははかり知れないような非常に高度なパフ  
ォーマンスを持った当地域でありますから、ぜひ

とも積極的に当市独自の計画を進めていただきた  
いと思います。

さらには、この今の基底計画後のスケジュール  
について、今具体的に決まっている部分がありま  
したらご説明いただきたいと思うのですけれど  
も。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの市長答弁に  
もあらましを述べておりましたが、いわゆるパブ  
リックインボルブメント、市民を巻き込んでの検  
討ということで、これまで2回ほど地域懇談会を  
経ておまして、今後来年度に入りましてから、  
秋ごろを目途に、さらに2回ほどの地域懇談会を  
経まして、当初の目的であります概略計画を策定  
するやに伺っておりますので、ご理解いただきた  
いと思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（菊池憲太郎） こちらの件に関しましても、  
ぜひとも住民の理解を得つつ、行政も主体性を持  
って進めていただきたいと思います。

続いて農林水産漁業の基盤整備についてでござ  
いいますが、実際にライフサイクルコストというも  
のが、今特に公共施設については非常に考え方と  
しては多く浸透しておるようでございますけれど  
も、先ほどのご答弁の中では、当市においてはそ  
ういった計画は今のところ検討されていないとい  
うことでございますけれども、今後の可能性につ  
いてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） スtockマネジメントのお  
話でしょうと思えますけれども、この部分につい  
ては、今現在市営住宅、そういうふうなもののス  
tockマネジメント、こういうふうなものは計画  
もありますけれども、今後例えば漁港の問題、さ  
まざまな部分、さまざまな施設、そういうふうな  
ものについてはしっかりと検討を重ねていきたい

と、こういうふうに思います。

そしてまた、よく言われるファシリティーマネジメントというふうな言葉がありますけれども、そういうふうな部分もしっかりと念頭に置きながら、新たな建物を建てるだけではなくて、既存の建物をどういうふうな形で利用していくのかと。こういうふうなものもしっかりと取り組む姿勢を持っていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（菊池憲太郎） 今現実に住宅のストックマネジメントの計画自体は示されていることは承知しておりましたが、実際にやっぱり膨大な費用を要するものとして、やはり漁港施設が一番大きな課題として挙げられると思うのですが、この件に関しては、やはり今のストックマネジメントの手法をぜひとも導入していただきながら、コストを縮減していく方策というものは必要であるというふうに考えますので、ぜひとも進めていただきたいものと考えます。

続きまして、観光政策についてお伺いをさせていただきたいと思います。昨年の太宰治の生誕100周年のイベントによって津軽半島は観光客でにぎわいを見せたと言われております。それは、津軽の気候風土や食の文化もありますが、やはり太宰治という個性のある人物の存在が大きいと思われるわけでございます。太宰治の生まれたところ、または小説「津軽」で書かれた津軽平野を見てみたい、歩いてみたいという意識の高まりだと思っております。歴史資料や民俗資料も貴重な財産でありますけれども、歴史的な人物を取り上げたテーマコーナーを持つ展示及び研究施設こそ、今の時代の観光ニーズに適応していると考えられるわけでありまして。行政において、ただちに対応が困難なのであれば、民間または観光協会などの関係団体の協力を得られる方策というものは考えられないものかどうかお伺いしたいと思いま

す。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ちょっと違うことを考えておりました、聞き漏らしたわけでございます。お許しいただきます。違うというか、観光のことを考えておりました、失礼いたしました。

観光の部分では、これからは建物、そういうふうなものも必要だと思いますけれども、先ほど菊池憲太郎議員、壇上でお話のように、歴史的なもの、そういうふうなもの、今太宰の例をお出しになりました。そういうふうな形で、非常にこのむつ下北には隠れた資源があるわけです。そういうふうなものを、よりまた発掘していかなければいけませんし、そしてまたたしかネットで見るとパワースポットというと、下北半島のある地点が示されるわけです。そういうふうなパワースポットの部分、それからヒーリングスポット、ヒーリングゾーンとか、そういうふうな形で、心をいやす、そういうふうな部分の展開も必要になってくるのではないかと。ちょっと的が外れたかもわかりませんが、そういうふうなところでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（菊池憲太郎） 若干答弁がずれているような気がいたしますけれども、そういったヒーリングスポットであり、パワースポットというものに観点を向けていらっしゃることに對しては、私も非常に同感をいたすものでありますし、行政が実際にやっぱりそういったことにアンテナを張って、これから観光行政に取り組んでいただきたいというふうに思うわけでありまして。

続いて、先ほど質問させていただきました観光窓口の一元化についてでございますけれども、これも実は個人的に以前担当の部局のほうにお話をさせていただいたことがあったわけでございますけれども、実際にこういった窓口が必要であると

いう共通の認識は恐らく持っておられるのだと思うのですけれども、一步進んで、ワークショップも確かに手続としては必要なかもしれませんが、旅行業の取り扱い主任者の資格を持った方々を、できればピックアップ、リストアップなりをしていただいて、もうすぐにでもそういった施策につなげられるような準備を進めていただきたいと思うわけでございますが、この辺の取り組みについて、進捗状況をちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この観光窓口の一本化、これは下北観光協議会でも検討を今深めておりますし、またワークショップの中でも、実はこれは下行のほうでさまざまな部分で事業はできませんけれども、各町村長さん、私も入りまして、5人の市町村長であるところまでの合意はできております。積極的に取り組もうではないかというふうなところ、この部分にはしっかりと取り組んでいく必要があるし、ただいまの旅行業取扱業者ですか、そういうふうなところをただいまのご提案を受け、ピッチを上げることができるかどうか、検討させていただきたい、このように思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（菊池憲太郎） 観光政策に関して、本当に喫緊の課題であると思いますので、早急に進めていただきたいものと思います。

それから、時間の制約もありますので、的を絞ってお話をさせていただきたいと思うのですけれども、ワークショップについてでございます。こちらの亀戸香取勝運商店街、こちらにアンテナショップを出店されました地元の方に対しては、心から感謝と敬意を表するものであります。また、東京に限らず地元出身で第2、第3のおももり物産ショップ・むつ下北に協力してくださる方をふやしていただきたいと思うわけでございます。

実は、私も3年ほど前になりますけれども、個人的に都内のアンテナショップを幾つか回った経験がございます。その際、やはり北海道や沖縄といった非常にパフォーマンスの高い物産と観光を推進している自治体は、銀座、有楽町のあたり一帯に店舗を構えて、ひっきりなしにお客様の往来があるといった状況なわけです。これは、本当に別格な話でございまして、日本有数の自治体でございまして、そういったことが可能だったわけでありましょうが。

そこで、私が非常に興味を持ったのが、日本橋三越の前に島根のアンテナショップが実はあるわけでございます。皆様、島根というところで、どんなイメージを持たれるかわかりませんが、私自身はちょっとやっぱり、島根県民の方には申しわけないのですけれども、地味なイメージを持ってしまうわけでございます。青森のほうが総じてやっぱりいい産品であったり、おいしいものを有しているというふうなイメージを持つわけでありまして。ところが、私とそのアンテナショップを訪れたのは午後の2時過ぎだったわけでありまして、その併設してある日本海のサバを中心にした居酒屋さんがあったわけですが、それが2時を過ぎても店外に行列ができておりまして、隣のアンテナショップも人が絶えないという状況をかいま見たわけでありまして。これを見たときに、品ぞろえも確かにいいわけでありまして、立地の条件がよくないと、やはりお客さんに満足していただくようなおもてなしができない、もしくは情報を発信することが難しいということになってくるのだと思います。そういったことも踏まえて、やはり日本に、世界に誇る有数の水産物であったり、農産物を抱えるこの地域、むつ市を中心として連携をとっていただきながら、このアンテナショップの実現に向けてぜひとも推進をしていただきたいものと思います。

まだまだ6次産業化の点であったり、さまざま再質問させていただきたい点はあるわけですが、そろそろ時間となりましたので、この辺で閉じさせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、市長におかれましては、非常に粛々と財政の再建を進められる一方で、ぜひとも積極果敢な政策運営を祈念いたしまして、一般質問を終了させていただきたいと思いません。

○議長（村中徹也） これで、菊池憲太郎議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ市議会第207回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

去る2月11日に青森中央学院大学で、「地域主権時代の地方議会の姿」というテーマで議員研修会が開催されました。議会基本条例検討委員7名で参加いたしました。むつ市議会において、市民から信頼される議会を目指し、議会改革、議会基本条例制定の検討を進めているところであります。

ところで、国政はねじれ国会で混迷をきわめております。その中であって、私は民主党むつ下北支部の幹事長として、むつ市民のために、逃げな

い、ごまかさない、うそをつかない、道理を通し、責任ある政治を実現しなければならないと肝に銘じております。そして、むつ市において、公平、公正でガラス張りの市政運営により、赤ん坊にも、高齢者にも、障害者にも優しく、思いやり、友愛のある市政を実現し、夢と希望の持てる明るく楽しい社会をつくらなければならないと思うところであります。

むつ市民至上主義、市民の生活が一番大切、財政再建を優先し、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問いたします。

まず、市長の政治姿勢について質問いたします。宮下市長の議会における答弁について質問いたします。

さきの204回定例会の私の一般質問に対し、宮下市長は答弁拒否をしております。この答弁拒否の理由を宮下市長は、205回定例会で述べております。すなわち、204回定例会の新谷泰造議員の一般質問の内容を聞いた際に、むつ総合病院の33億円の債務について触れられておらず、再質問の機会もなかったことから答弁しなかったのであり、答弁拒否ではないという趣旨の答弁をしております。この宮下市長の答弁の意図をお尋ねいたします。

次に、さきの206回定例会において、私が宮下順一郎後援会連合会の会長に、三上史雄氏が就任したことに一般質問したところ、宮下市長は、私や問題意識を持っているむつ市政を監視している市民の政治倫理感覚からは理解に苦しむ答弁をしております。宮下市長の名誉のため、できる限り宮下市長の答弁を正確に再現いたします。

すなわち、宮下市長の答弁は、「後援会そのものにつきましては、私はこのように思います。会議規則は、たしか63条の中で、一般質問は市政の一般事務についての質問というふうなことになっ

ております。後援活動につきましては、当然新谷泰造議員も後援会があるかと思えます。また、各議員におかれましてもそうだと思います。その部分については、宮下順一郎政務のほう、公務でございませう。政務のほうの政治的活動というふうな部分でございませうので、この場ではなじまない、このように思うところでありませう」と答弁しております。いま一度具体的にわかりやすく、明確に宮下市長の答弁の趣旨の説明をお願いいたします。

次に、むつ市の指名競争入札制度と落札率について質問いたします。むつ市の指名競争入札について、平成18年4月から平成23年1月までの過去4年9カ月間のむつ市の指名競争入札の落札率を調査したところ、約540件のうち約410件が94%以上の落札率であります。すなわち、540件のうち4分の3以上の410件が94%から99%の誤差5%内の範囲内にある。異常に高い落札率であります。むつ市の指名競争入札制度を改革する予定はないか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

次に、むつ総合病院のヘリポート建築の進捗状況と、むつ市の負担金の見込みについて説明をお願いいたします。

次に、むつ市社会福祉協議会へのむつ市の補助金について、補助金の内容と補助金の決定の経緯について説明をお願いいたします。

次に、財政再建について質問いたします。まず、むつ市の現状を見れば、平成21年度末時点で一般会計の長期債務は350億円、前年度から22億円も増加しております。

次に、自主的な累積赤字は隠れ赤字33億円を加算すると41億円、そして実質赤字比率は約23%で、かの夕張市と同様、財政再建に該当するものであります。さらに、むつ市は平成23年度には下北医療センターの45億円の不良債務に約6億5,000万円を支払わなければなりません。すなわち、むつ

市は借金だらけで預金もなく、借金返済のために自転車操業をしている状態なのです。

そこでお尋ねします。まず、むつ総合病院の33億円の未収金について、むつ市の負担金の支払いはいつ終了し、いつ完済するのか。

次に、下北医療センターの大畑診療所、川内診療所、脇野沢診療所等の総額45億円の不良債務について、むつ市の負担金は幾らか。負担金の支払いはいつ終了し、いつ完了するのか、説明をお願いいたします。

次に、指定管理者制度について質問いたします。まず、ウェルネスパークの指定管理について質問いたします。平成19年度の自主事業の利益は、1,370万円は、指定管理者がむつ市から1億1,500万円の指定管理料をもらい、原則として赤字になる危険もなく、さらに指定管理施設を無償で使用したうえで2,500万円を投資して、わずか1年間で投資額2,500万円の50%以上の1,370万円の利益を得ている。この1,370万円の利益を企業努力によるものというだけの理由で、指定管理委託契約に企業に利益の取得を認めるという明確な直接の規定がないにもかかわらず、そのまま指定管理者の企業に利益の取得を認めることは、他のむつ市の民間企業と比較して、すなわち赤字になる危険リスクのある状況の中で、必死で営業利益を上げようと努力している他のむつ市の民間企業と比較して、余りに指定管理者を優遇し公平に反するものではないですか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

次に、平成19年度の2,080万円の利益が21年度で400万円に減少した理由が、さきの定例会で理事者が答弁したように、平成21年度が山内土木とコナミスポーツとの2団体のグループでの管理運営から山内土木のみの1団体単独での指定管理へ移行した年で、運営のノウハウが若干変わったことが原因の一つだとすれば、2,080万円の利益が

400万円に減少したことは、すなわち1,600万円の利益が減収した原因は指定管理者側の努力が足りないことに原因があるのではないですか。

また、コナミスポーツとの2団体のグループの管理運営から山内土木のみの1団体単独での指定管理に移行した理由は何か、説明をお願いいたします。

次に、平成20年度の山内土木の社員の統括管理者や施設館長を含めた7名の1人当たりの平均給料、年340万円の時給と、コナミスポーツの社員34名の指導員平均給料年間170万円の時給は同じなのか、説明をお願いいたします。

次に、山内土木の社員は、山内土木の業務とウェルネスパークの指定管理業務とを兼務することはないのか。兼務した場合にはどのように区別して給料が決定されているのか。説明をお願いいたします。

次に、陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理について質問いたします。まず、スキー場の赤字補てんの基準と基準が定められた審議経緯について説明をお願いいたします。

次に、指定管理者であるNPO法人むつ市陸上競技協会の平成21年度収支決算書にある基本財産906万円はどのような性質の財産なのか説明をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の第1点目、市長の議会における答弁についてであります。むつ市議会第205回定例会において、答弁拒否があったとすご質問に対し、一般質問の内容を聞き取りした際に触れられておらず、再質問の機会もなかったことから答弁できなかったもの

で、答弁拒否ではないという趣旨の答弁をした意図は何かとのご質問であります。むつ市議会第204回定例会での新谷泰造議員の一般質問において、事前に質問の内容について聞き取りを行った際、この質問については全く触れておりませんでした。このことから、通告外の質問となり、答弁を用意しておりませんでしたので、結果的に答弁漏れとなったものであります。

また、一般質問の申し合わせ時間の関係で再質問の機会もなかったことから答弁するいとまがなかったものであり、決して意図的に答弁拒否したものではありません。したがって、むつ市議会205回定例会において新谷泰造議員から、全く答弁をせず答弁拒否であるとの質問がありましたので、答弁拒否でないことと、前回の質問にお答えできなかった部分を改めて答弁したものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、前回定例会における私の後援会連合会に係る答弁の中での政務と公務の使い分け、違いをわかりやすく説明せよとのことですが、私は市長という地方自治体のトップは首長という行政のトップであるとともに、政策を掲げ、選挙で選ばれた政治家でもある、こうした2つの顔があると考えております。政治家として活動するときは政務、行政トップとして動くときは公務と使い分けながら活動するのが公職についている政治家の動き方であると認識いたしております。このようなことから、私の後援会連合会についてのお尋ねは、政務に係るお尋ねであり、むつ市議会会議規則第63条に規定する市の一般事務についての質問に当たらないことから、一般質問の場ではなじまないものと考えます。

次に、ご質問の第2点目、指名競争入札と落札率についてお答えいたします。平成18年4月から平成23年1月までの公表されている工事請負契約に係る落札率につきまして、高いとのご指摘があ

りましたが、この点につきましては、これまでも何人かの議員の方々から同様の趣旨で一般質問なされてきたところであります。落札率につきましては、確かに率が低くなることにより発注額が節約されるなど、評価される面もありますが、その一方で低価格による落札は工事目的物の品質を確保するのが難しくなり、たとえ品質が確保されたとしても、下請や資材会社への値切りによるしわ寄せ、また労働賃金にも影響を及ぼすおそれがあるなど、低い落札率に対してはさまざまな問題を引き起こす可能性も指摘されているところであります。

市で設定する予定価格は、設計図書で定められたとおりに工事目的物をつくる標準的な価格として、標準積算基準書や物価資料に基づく建設資材単価などを反映して算定しており、透明性、公平性は十分に担保されているものであります。

落札率は、この予定価格をもとにそれぞれの業者が工事目的物の品質等を十分に考慮して入札した結果の数字であると考えております。当市における入札制度につきましては、公共工事に対する住民の信頼及び請負業者の育成、地域経済の活性化を考慮し、地元企業を優先した指名競争入札を採用しておりますが、平成21年度から新たに総合評価指名競争入札制度を導入し、これまで以上に公平性や透明性を図ってきたところであります。

今後におきましても、地元企業への発注を優先した指名競争入札を基本とし、さらに総合評価指名競争入札を積極的に取り入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目、むつ総合病院のヘリポート建設の進捗状況とむつ市の負担金の見込みについてであります。むつ総合病院では医師による速やかな救命医療の開始とあわせて、高度な医療機関への迅速な搬送を可能とすることによる重症救急患者の救命率向上を図るため、ドクター

ヘリ等が離発着できるヘリポート建設事業の調査設計を実施しているところであります。現在むつ総合病院との間で事業の細部について協議を進めている段階にありますことから、現時点においてはまだ負担金の見込み等についてお示しできる状況にありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市社会福祉協議会へのむつ市の補助金の内容と決定の経緯についてのご質問にお答えいたします。まず、補助金の規模、金額、内容についてですが、市ではむつ市社会福祉協議会活動費補助金交付要綱に基づき、社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、地域社会の安定と福祉の増進を図るため、社会福祉協議会が地域住民のニーズにこたえ、個々の生活を支えるべく運営展開しております低所得世帯等への資金の貸付事業、ボランティア関係事業、地域住民のための生活相談事業や結婚相談事業、その他住民参加による地域福祉懇談会の開催等の各種事業に従事しております職員16名分の人件費等を活動費補助金として交付しております。補助金額につきましては、平成22年度におきまして7,731万7,000円を交付し、使途につきましては、職員16名分の人件費7,704万7,000円、高額療養費貸付事務費1万円、地域福祉活動事業費26万円となっております。

次に、補助金の予算決定についてですが、毎年度予算編成の時期にむつ市社会福祉協議会から提出されます要望資料に基づきまして、他の予算と同様の手順により予算査定のうえ、当初予算に計上し、その範囲内において交付決定しております。

次は、財政再建についてであります。2つのご質問については関連した内容ですので、答弁が前後することをお許し願います。

まずご質問の第2点目、下北医療センターの大畑診療所、川内診療所、脇野沢診療所等の総額約45億円の不良債務とむつ市の負担について、具体

的な解消計画を示せというお尋ねについてであります。下北医療センターでは、資金不足比率が経営健全化基準を超えていることから、財政健全化法に基づき経営健全化計画を策定しているところでもあります。この計画では、各病院、診療所において、経費の節減を図りながら、一般会計からの計画的な繰り入れにより平成24年度までに資金不足比率を経営健全化の基準である20%より下回ることを目標とするとともに、平成25年度で不良債務を解消するという計画となっております。この中で、各病院、診療所の不良債務については、各市町村が責任を持って解消することとなっているため、むつ市においても健全化計画に基づいて、平成21年度末における下北医療センター全体の不良債務約52億円のうち、川内、大畑及び脇野沢診療所分約45億円の不良債務について解消に取り組んでいかなければならないものと考えております。ただし、平成25年度までの不良債務解消は、あくまでもむつ総合病院の資金剰余金を加味した下北医療センター全体で見た場合であり、個別の診療所で見ただけの場合には、平成25年度末においてもなお不良債務を解消し切れない可能性もありますことから、すべての不良債務解消に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第1点目、むつ総合病院の33億円の未収金について、いつまでに負担金を支払うのかのご質問についてであります。このことにつきましては、新谷泰造議員のこれまでの一般質問にもお答えしておりますが、前段でお答えしましたとおり、下北医療センターの経営健全化計画に基づいた川内、大畑及び脇野沢の3診療所の不良債務解消を最優先として取り組んでおりますことから、経営健全化計画における不良債務の解消が終了する平成26年度以降の支払いを予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、平成26年度以降の支払い計画については、債務負担の設定が平成34年までとなっておりますことから、それまでに解消できるように市の中長期的な財政状況を見きわめながら策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度についての1点目、ウェルネスパークの指定管理についてと、2点目の陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理については、担当から答弁いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 指定管理者制度についてのご説明をさせていただきます。

ウェルネスパークの指定管理についての1点目、市から指定管理料をもらい、赤字になる危険もなく、さらに指定管理施設を無償で使用し、平成19年度に1,370万円の自主事業における利益を得ており、むつ市内の他の民間企業と比較して公平性に反するのではないかのご質問でございますけれども、当市はこの自主事業の実施についてですけれども、この施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において自己、すなわち指定管理者の責任において、また指定管理者の費用により自主事業を実施することができるものとします。また、この事業の実施に当たっては、あらかじめ市の承諾を受けなくてはならないというふうな規定のもとに行われてございます。

その内容についてですけれども、民間企業としていろいろなアイデアと経営資源、または経営ノウハウを持って事業を行っており、企業努力をもって利益を創出するものであると考えてございます。本施設の自主事業は確かに投資は少なく、事業を行うことができますが、この自主事業が利用する市民に好評を得ており、利用者の増により利益を生んだものと考えております。需要と供給が合致し、事業展開してきたものと思っております。

す。

次に、ご質問の2点目の平成19年度の本体事業と自主事業合わせまして、利益2,080万円が平成21年度の2年後には400万円に減ったのは、指定管理者に原因があったのではないかと。さらに、平成21年度から1団体になった理由は何かについてのご質問にお答えいたします。

さきのむつ市議会第206回定例会でもお答えいたしましたけれども、運営のノウハウが若干変わり、収入が減少し、支出においても備品の整備や団体がかかったことによる営業費の増によるものとの報告を受けてございます。また、平成21年度、2団体から1団体に移行した理由は何かのご質問でございますけれども、ウェルネスパークの1期目の指定管理者はグループでの指定管理をしておりましてけれども、2期目の公募に当たっては1法人単独での申請となりました。選定委員会で選定し、議会の御議決を賜り、指定管理者として平成21年度以降指定したものでございます。

3点目の平成20年度の人件費の時給は同じなのかというご質問でございますけれども、雇用されている職員の内容によりますけれども、パート、アルバイトを含む有期職員は、業務の内容によりそれぞれ異なっております。計算いたしますと、時給が850円から1,200円の範囲ではないかと考えます。正職員については、月給制でありますので、時給という給与体系がありませんことから、同じか違うかについては比較できないものと考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

続いて、4点目の本社と兼務することはないのか、また兼務する場合はどのように区別するのかというふうなご質問でございますけれども、この団体役員として兼務しておりますけれども、そのほかの職員はすべてウェルネスパークの専従職員、先ほども申し上げましたけれども、月給制の正職員になっております。この団体役員の人件費

については、この勤務体制により案分して支出しておるといふふうに報告を受けてございます。

次に、陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理についてのご質問の第1点目、赤字補てんの基準とその審議経過を説明せよというお尋ねでございますけれども、この利用料金制と指定管理料の関係を市としては指定管理制度の運用のための指針というものを設けておりまして、その指針に規定がございます。当初から黒字経営が見込まれる場合、また協定締結時の収支計画を著しく上回る利益が生じた場合、指定管理者と協議のうえ、増収分の一定割合を市に納付させることができることとし、その旨公募要綱及び協定書に明記をする必要があるということから、このたび平成22年8月10日の指定管理者公募の説明会で配布しております公募要綱にも記載いたしました。

この内容についてですけれども、指定期間中については、リフト利用料収入が市で積算した予想額の90%に満たず、指定管理全体の収支に欠損が生じた場合に協議のうえ補てんすると。また、リフト利用料が収入予定額の120%を超え、指定管理全体の収支に剰余金が生じた場合は、協議のうえ市へ還付することとしております。

この基準の審議経過でございますけれども、市で組織いたします指定管理者移行検討会で数回審議されてございます。その内容については、リフト利用料は天候に左右され、自主努力ではどうにもならないことから不可抗力であり、全額補償すべきではないかという意見も出されましたけれども、全額補償となれば、リフト収入の増収に係る民間団体としての経営努力、これがなかなかうかがえないというおそれがあることから、収入不足により赤字になった場合はリフト利用料予想収入額の90%までの補てん協議をいたしますが、予想収入が120%を超え、さらに収支に剰余金が生じた場合は、超えた部分について返還等の協議をそ

れぞれ行うこととしました。いずれにいたしましても、これから協議がされていくというふうなものでございます。

ご質問の陸上競技場等むつ地区体育施設の指定管理の2点目の平成21年度決算にある基本財産906万円はどのような性質のものかというお尋ねにお答えいたします。むつ地区体育施設の指定管理団体の基本財産については、特定非営利活動法人には資本金の制度がありませんので、さきの第206回定例会での指定管理候補者の概要に記載されております資本金または基本財産の金額は平成21年12月31日の決算期における流動資産となっておりますので、現金、預貯金の性質のものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） まず、33億円の債務の答弁拒否についてでございますが、私は204回の定例会の会議録の125ページに記載されておりますとおり、一般質問もきっちりしております。そして、また聞き取りの際にも私はメモを持ってはっきりと内容を言っております。ですから、市長、理事者の聞き取りの側の落ち度ではないかと私は思いますけれども、聞き取り者の落ち度を質問者の落ち度としているような責任転嫁と思われませんが、この点では次の質問に移らせていただきます。

後援会連合会会長について再質問いたします。そもそも私は宮下市長の言う公務と政務の関係の認識が問題なのではないかと思えます。この宮下市長の公務と政務の関係の認識に対する反論を、私や問題意識を持ってむつ市政を監視している市民の政治倫理感覚から詳細に述べさせていただきます。

まず宮下市長は、一部事務組合下北医療センターの管理者であります。これに対し三上史雄氏は、医療法人章士会の理事長及び社団法人むつ下北医

師会の会長であります。そして、下北医療センターから章士会及びむつ下北医師会に対し1億7,800万円が交付されていることに政治倫理規範上問題が発生する原因があるのであります。なぜ三上史雄氏が宮下順一郎後援会連合会の会長に就任することが政治倫理規範上問題になるのか説明させていただきます。

下北医療センターと章士会は、大畑診療所について指定管理委託契約をしている。そして、指定管理委託契約を締結する際に宮下市長は、大畑診療所の改修費として下北医療センターを通じて章士会に5,000万円を支出している。この章士会に対する5,000万円の支払いは、宮下市長の公務である。

次に、下北医療センターは、むつ下北医師会に対しむつりハビリテーション病院の管理を委託している。そして、このむつりハビリテーション病院の運営補助金として、下北医療センターからむつ下北医師会に対し、平成20年に7,600万円、平成21年度に5,200万円、合計1億2,800万円が補助されている。この1億2,800万円の補助金の交付も宮下市長の公務である。以上のように、公務において宮下市長と三上史雄氏は、宮下市長は下北医療センター、これに対し三上史雄氏は章士会及びむつ下北医師会のおのおの各団体の長として、大畑診療所の改修費5,000万円とむつりハビリテーション病院の運営補助金1億2,800万円との合計金1億7,800万円について、宮下市長は支払う側の下北医療センターの団体の長として、これに対し三上史雄氏は、受け取る側の章士会及びむつ下北医師会の団体の長として、お互いに1億7,800万円について利害の対立する関係にある。すなわち、公務において宮下市長と三上史雄氏は、1億7,800万円について利害の対立する関係にある。それにもかかわらず宮下市長が下北医療センターの管理者として、職務権限により章士会の理

事長及びむつ下北医師会の会長である三上史雄氏に1億7,800万円の利益を与えた後、その1億7,800万円の利益を供与したことを奇貨として、三上史雄氏を宮下市長の宮下順一郎後援会連合会の会長に就任させたことは、後援会長の選挙戦における重要性から、政治倫理規範上問題がある。すなわち、宮下市長の下北医療センターの管理者としての職務権限により、1億7,800万円を章士会の理事長及びむつ下北医師会の会長である三上史雄氏に支払うということと、宮下市長が宮下順一郎後援会連合会の会長に三上史雄氏に就任してもらうこととの間には、三上史雄氏が章士会の理事長及びむつ下北医師会の会長として1億7,800万円の利益の供与を受けていることから、社会通念上、一般的に宮下順一郎講演会連合会の会長への就任を拒絶できない状態にあり、相当因果関係がある。したがって、宮下市長の言う1億7,800万円の支払いという公務と、宮下順一郎後援会の連合会会長の就任という政務との間には、社会通念上一般的に相当因果関係があり、後援会長の選挙戦における重要性から、政治倫理規範上問題があると思うところであります。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ご所見を伺うというふうなところをお尋ねでありますけれども、私がいかにしても1億七千数百万円を三上氏に利益を与えたというふうな、まるでお金をお渡ししたような、聞いている限りではです、そういうふうな感じ取られ方を私は感じ取りましたし、また議会の中でもそう思われたと思いますし、またラジオをお聞きになっている方も、そう思われたかもしれません。そういうふうな今ご発言でありましたけれども、そういうふうな事実は全くございません。まさしく今のご発言は、何か、余り言葉を激しく言うと、また議長からもおしかりをいただきますし、議事

進行の発言の対象になりますので、難しい表現、何と言えばいいのかな、これは、何か被害を受けているような一つの思いに駆られた、そういうふうに拘泥させるような、私をその立場に追いやるような、非常にその立場に拘泥させるような論旨の組み立て方でありまして、非常にこの発言は私はいかがかなと、このように思います。

後援会、今前提となっている三上史雄氏の連合後援会会長というふうな職務をお話をしておりますけれども、私には連合後援会というものはまだ届け出もありません。登録もされておられません。そういうふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私は、政治倫理規範上問題があるものと思うところですが、次の質問に移らせていただきます。

指名競争入札の改革について再質問させていただきます。むつ市の指名競争入札540件のうち4,000万円以上の65件の指名競争入札について調査しますと、落札率が97%台が2件、96%台が28件、95%台が20件、94%台が9件、93%台が1件、85%台が1件、84%台が1件、82%台が1件、77%台が1件であります。むつ市の4,000万円以上の指名競争入札65件中9割以上の60件の4,000万円以上の指名競争入札が93%から97%の間の高い落札率です。宮下市長、これは何を意味すると思いませんか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 第1点目のご質問、途中でもう引っ込まれましたけれども、後で議長のお許しをいただきまして、いかにも私が1億七千数百万円を三上氏に利益を供与したというふうな、まるでそういうふうな形で、私自身の名誉を損ねるような趣旨のご発言だと私は思いますので、その部分においては、もし議長のお許しをいただきましたら、その1億七千数百万ですか、そういうふう

な工事の現金がいかにも渡ったような大変な発言で、これは私にとっては非常に名誉を傷つけるようなご発言でございます。こういうふうな発言を、こういうふうな形の公の場で、そして議場というふうな中でご発言をなさるのは、本当にいかなものかと、このように思いますので、この部分において、議長のお取り計らいをいただきまして、よろしかったら担当の部長のほうから、どういうふうな形でそれが工事として進められたのか、そういうふうなところをお話をさせていただきます。

また、今九十数%のお話が、どう思いますかと言われましても、事実として正確な形でご報告を申し上げ、そして正式に、公平に入札を行い、決定した金額でございます。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 先ほどの指定管理の件についてでございますけれども、先ほど議員のほうは、大畑診療所の問題につきまして、5,000万円余の工事改修費が章士会のほうに渡ったのではないかというふうなお話、それからもう一つ、むつりハビリテーション病院につきましても医師会のほうに7,000万円渡っているのではないかというふうな趣旨のお話だったかと思えますけれども、ちょっと誤解のないように、その枠組みを説明させていただきたいと思いますが、大畑診療所にいたしましても、むつりハビリテーション病院にいたしましても、その病院の指定管理者制度というのは、いわゆる枠組みとしては病院の医療収入、いわゆる病院にかかりますと、患者さんが外来入院等で払うお金があります。その収益でもって、基本的にはその病院、診療所を運営してもらうということが基本でございまして、いわゆるその部分においては患者さんたちが支払う収入を指定管理者のほうで受け取ってもらって病院を運営してもらう、いわゆる利用料金制という、そういう

システムをとってございます。まず基本は、その部分でやりくりしてもらって、それ以外の部分については、いわゆる医療の分野における市からの支出は基本としてはない、あくまでも医業の収益の範囲でやってもらう。先ほどの5,000万円は、したがいまして施設等の改修費でございます。これは、別に指定管理者に渡ったものではなくて、下北医療センターの責任において工事等を施工したものであって、我々は下北医療センターに対して負担金を支払うと、そういうことでございます。

むつりハビリテーション病院につきましても、きのうでしたか、やはり同様の質問でご説明申し上げましたけれども、むつりハビリテーション病院の建物の保険料ですとか、あるいは消費税等、それから医療機械等の元利償還金、この部分を下北医療センターが支払いしております。ですから、市といたしましては、医療センターに対して負担金を支払っていると、そういう趣旨でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） では、指名競争入札に移らせていただきます。

いわゆる談合疑惑が問題となるわけですが。全国市民オンブズマン連絡会議では、過去の談合訴訟や公正取引委員会の審判、さらに全国落札率調査を踏まえ、落札率95%以上を談合の疑いが極めて強い、落札率90%以上を談合の疑いがあるとしております。これによると、むつ市の4,000万円以上の指名競争入札約65件のうち、50件の指名競争入札が談合の疑いが極めて強いこととなります。さらに、10件の指名競争入札が談合の疑いがあるということになります。すなわち、むつ市の4,000万円以上の指名競争入札65件のうち、60件の9割以上が談合の疑いがあることとなります。全国調査の結果を見ると、真の競争入札、いわゆる一般競争入札が行われると落札率が80%になると考えています。そこで自由競争で落札率が80%

台になる根拠を説明した後に、さらに質問いたします。

第1に、日本弁護士連合会の2001年2月の入札改革に関する提言と入札実態調査報告によると、刑事記録に見る談合による落札率高騰メカニズム、談合すると落札率98%、99%、自由競争すると落札率は75%、80%になるとしております。

第2に、日本弁護士連合会の2003年7月の入札制度改革に関する調査報告書によると、長野県は入札制度改革前の平均落札率が96.4%であったのが、改革後は75.5%となり、20%以上急落した。

宮城県は、改革前の平均落札率が95%であったのが、改革後は79.5%となり、15%以上急落した。その主な原因は、指名競争入札から制限つき一般競争入札への制度改革である。この制限つき一般競争入札へ制度改革の結果から、100社以上の業者が入札に参加することが可能となる。談合は困難となって、15%ないし20%程度落札率が下がると推定されるとしております。

第3に、全国市民オンブズマン連絡協議会が調べた結果、全国落札率調査では、2004年度一般競争入札を導入している宮城県、長野県の平均落札率が、宮城県は78.6%、長野県は83.1%となっております。

第4に、公正取引委員会委員長である竹島一彦氏は、平成18年2月22日の第164回国会の予算委員会で、過去の公正取引委員会が取り上げた談合、それからカルテルの件を数十件調査いたしました。我々が立ち入りした前と後で落札価格がどう変わったか。すなわち、落札率がどのように変わったか、談合をやめてからどのくらい下がったかを調べました。そのうち談合については18.6%と推計が出てまいりました。ただ、これは単純平均でございます。数%のものから40%ぐらいまでという非常に幅がございますが、単純平均で18.6%ということでございますと述べておりま

す。

そこで再質問いたします。むつ市の指名競争入札について、平成18年4月から平成23年1月までの過去4年9カ月間、約540件の指名競争入札の平均落札率及び約540件の指名競争入札の総事業費を調査しておりますか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 入札の結果につきましては、私どものほうで整理し、まとめて、その結果につきましては議会のほうにもその結果を送るとともに、その年度等の平均等につきましては、私どものほうで把握してございます。議員4分の3は94%を占めているというふうなことをご指摘ですけれども、その部分につきましては、私どものほうも、それは間違いないだろうというふうな認識でございます。

ただ、冒頭申し上げましたように、それはあくまでも一つの正規の入札を行った形のうえでの結果というふうなことで私どもは受けとめてございます。今議員は、数字のみをもちまして、その全国のオンブズマンの指摘とか、あるいは日弁連の回答を引用してのご指摘ですけれども、それはその団体のいわゆる立場だというふうなことで思っております。我々としては、下がれば確かに冒頭申し上げましたように、そのコストの削減ということでは、税の節減は図られるということは冒頭申し上げました。ただ、その結果弊害として工事の品質が落ちますとか、あるいは下請業者へのしわ寄せとか、それから働いていらっしゃる方の労働者の賃金に、その削減分のしわ寄せが行くというふうなことの弊害を申し上げているところでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私が調査した結果、約540件のむつ市の指名競争入札の平均落札率は94.56%です。540件のむつ市の指名競争入札の総事業費

は120億円です。仮に指名競争入札制度を改革して、一般競争入札にして15%落札率が下がったとしたら、125億円の15%、すなわち約18億円の経費節減になります。思うに、電源立地地域対策交付金等を実質上赤字補てんに使うだけが財政再建ではなく、指名競争入札の改革こそが真の意味でむつ市の財政再建につながると思うところでもあります。

以上、質問を終わります。

○議長（村中徹也） これでは新谷泰造議員の……

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（村中徹也） 25番中村正志議員。

○25番（中村正志） ありがとうございます。

たびたびこの談合問題については、新谷泰造議員発言を行っておりますが、この疑いがあると議場で発言をするのであれば、ご自身でその明らかな証拠を明示し、発言すべきであると私は思います。根拠のない、事実でない発言は取り消すべきであると私は思います。

自身の技術力をもって公共工事を行った市内の企業の名誉を著しく阻害するものであります。このような発言は、断じて許されるものではないと思います。よって、不適切な部分の発言の削除を求める議事進行をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 私としては、ただいまの新谷泰造議員の一般質問の中で疑惑という言葉を使っておりますので、あくまでも一特定業者、特定の個人を指定したものではありません。そして、地方自治法には特定の個人でない限りは認めるべきだということがあります。疑惑という言葉を使っている限り、議事進行に当たらないと思いますので、却下いたします。

これで新谷泰造議員の質問を終わります。

午後2時……市長。

○市長（宮下順一郎） 不規則な発言を申し上げて申しわけございませんけれども、市長のほうから

こういうふうな発言は本来いかがかなと、こういうふうにするのですけれども、議事進行の部分は議長のお取り計らいで、そういうふうにしたわけでございますけれども、前段の部分で、私の名誉を非常に損ねるようなご発言、そういうふうな部分がありました。これは、ラジオをお聞きになっている方、またこの議場においでの方、そしてまた理事者、また傍聴席にもおいででございます。非常にこれは私にとって、一方的に、ただ話されて、質問されて、決めつけられている。私には反問権は今現在議場ではございません。そういうふうなことも計算をしてお話かもわかりませんが、この部分においてこの発言、私に対しての、非常に自らを冒瀆されるような思いをした、そういうふうな思いがございますので、この部分においては、議長のほうで取り計らいができるかどうかわかりませんが、会議規則上できるかどうかわかりませんが、私にとっては非常に名誉を損なうようなご発言でございましたこと、一言申し上げさせていただきたいと。

発言の許可をいただきましたことに、議長に感謝申し上げます。

○議長（村中徹也） 改めて議員に申し上げます。

ただいま市長から、自らの名誉に関し反論の言葉がございました。もし名誉を傷つけたのであれば、それなりの議会としての態度をとらなければいけません。

ただいまから議会運営委員会開催のため暫時休憩をいたします。

午後 2時21分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会の結果については、後日テープ、速記を起こして確認することにいたし

ましたので、ご了承願います。

また、本日この後一般質問を予定しておりました大瀧次男議員については、月曜日の1番とし、順次繰り下げたいと思います。月曜日5人、その次4人、最後が2人としたいと思いますが、これにご異議のある方いらっしゃいますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、大瀧次男議員の一般質問は月曜日の1番とし、月曜日5人、次の日が4人、最終日が2人としたいと思います。これに決定いたしました。

### ◎延会の宣告

○議長(村中徹也) 本日の会議は、都合によりこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。  
これで本日の会議を終わります。

午後 3時03分 延会